

## 郡上市森林整備計画

自 平成28年 4月 1日  
至 平成38年 3月 31日  
計画期間



令和2年3月31日変更  
(郡上市公告第6号)

岐阜県郡上市

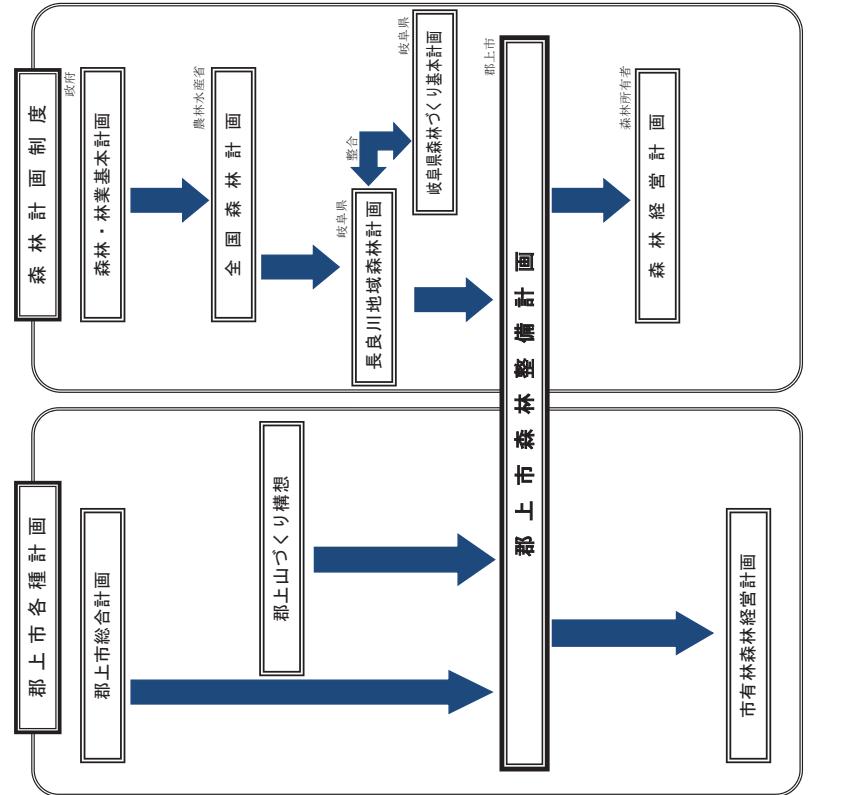
## 目次

計画の位置づけ	5	3	共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項	36
Ⅰ 伐採、造林、間伐、保育その他の森林の整備に関する基本的な事項	6	4	その他必要な事項	36
1 森林整備の現状と課題	6	5	作業路網その他の森林の整備ために必要な施設の整備及び作業システムに関する事項	37
2 森林整備の基本方針	6	6	効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項	37
3 森林施業の合理化に関する基本方針	7	7	第8章 第8章 作業路網の整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項	38
Ⅱ 森林の整備に関する事項	11	8	3 作業路網の整備に関する事項	38
1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）	12	9	4 その他必要な事項	41
2 立木の伐採（主伐）の標準的な方法	12	10	5 その他必要な事項	44
3 その他必要な事項	12	11	6 その他必要な事項	44
第2 造林に関する事項	15	12	7 造林に從事する者の養成及び確保に関する事項	44
1 人造林に関する事項	16	13	8 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項	44
2 天然更新に関する事項	16	14	9 産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項	45
3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在	18	15	10 森林の保護に関する事項	47
4 森林法第10条の9第4項の伐採の中止又は造林の命令の基準	22	16	第1 鳥獣害の防止に関する事項	47
5 その他必要な事項	23	17	1 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法	47
第3 間伐を実施すべき標準的な林齡、間伐及び保育の標準的な方法その他の間伐及び保育の基準	23	18	2 その他必要な事項	47
1 間伐を実施すべき標準的な林齡及び間伐の標準的な方法	24	19	3 森林病害虫等の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項	47
2 保育の作業種別の標準的な方法	24	20	4 森林病害虫等の駆除及び予防の方法（第1に掲げる事項を除く）	48
3 その他必要な事項	26	21	5 林野火災の予防の方法	48
第4 公益的機能別施業森林の整備等の森林の整備に関する事項	26	22	6 森林病害虫等の火入れを実施する場合の留意事項	48
1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域における森林施業の方法	27	23	IV 森林の保健機能の増進に関する事項	49
2 木材の生産機能の維持増進を図るべき森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域における森林施業の方法	27	24	V その他森林の整備のために必要な事項	50
第5 森林配置計画の将来目標区分の設定に関する事項	30	25	1 森林経営計画の作成に関する事項	50
1 基本的な考え方	32	26	2 森林整備を通じた地域振興に関する事項	52
2 将来目標区分の設定に関する基準	32	27	3 森林の総合利用の推進に関する事項	52
3 将来目標区分の設定	34	28	4 小規模森林所有者等自伐林家に関する事項	52
第6 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項	35	29	5 住民参加による森林の整備に関する事項	52
1 森林の経営の受委託等による森林の経営規の規模の拡大に関する方針	35	30	6 その他必要な事項	53
2 森林の経営の受委託等による森林の経営規の規模の拡大を促進するための方策	35	31	VI 付属資料	54
3 森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項	35	32	1 参考資料	54
4 森林経営計画制度の活用に関する事項	35	33	2 別表	62
5 その他必要な事項	35	34	3 施業方法別の施業体系図等の具体的例示	68
第7 森林施業の共同化の促進に関する事項	36	35	4 森林法施行規則第33条第1号の規定に基づく区域図	73
1 森林施業の共同化の促進に関する方針	36	36	5 鳥獣害防止森林区域図	74
2 施業実施協定の締結その他の森林施業の共同化の促進方策	36	37	6 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域	75

## I 伐採、造林、間伐、保育その他森林の整備に関する基本的事項

### 計画の位置づけ

森林整備計画は、地域にもっとも密着した行政主体である市町村が、地域の実情に応じて地域住民等の理解と協力を得つつ、県や林業関係者と一体となって関連施策を講じることにより、適切な森林整備を推進することを目的とするもので、下図のとおり、各種計画との整合を図ります。



### 1 森林整備の現状と課題

郡上市は、岐阜県のほぼ中央に位置し、白山山系の銚子ヶ峰、大日ヶ岳、鷲ヶ岳等の山々が連なる中山間地域で長良川の源流部にある。一部は、白山国立公園、奥長良県立自然公園に指定されており、豊かな優れた自然景観を有している。市総面積は103,079haで、岐阜県面積の約1割を占める。

水系は、市の中心部を北から南へ流れる長良川、東部を馬瀬川へ流れる和良川、西部を福井県へ流れる石徹白川をはじめとする一級河川が24本あり重要な水原地となっている。道路網は、主要幹線道路である国道156号線が市の中心部を南北に貫通し、それに平行して東海北陸自動車道が通っている。また、北部には長野県から福井県を結ぶ高規格幹線道路である中越縦貫自動車道が整備されている。気候は、内陸型山地気候で寒暖の差が大きく山間部では冬期の積雪が多くなっている。

森林面積は、市の総土地面積103,079haの約9割を占める92,398haとなっている。

民有林面積は89,930haで、うち人工林が49,696haを占め、人工林率は55%となっている。民有林の樹種は、南部ではヒノキ、北部ではスギの占める割合が高い。

市内において、平成27年9月に、「A材を利用する「大型製材工場」が本格稼働し、県内において稼働している、「森の合板工場」とC・D材を利用する「木質バイオマス発電プラント」と併せ、新たな木材需要が生まれた。

この需要に応えられるよう、路網整備、高性能林業機械の導入、森林技術者の確保・育成、散害対策や伐採後の確実な更新など、木材生産体制の整備をすすめることが課題となっている。

また、地域の森林資源を地域内で活用する取組を一層促進するため、公共施設などにおける木質バイオマスエネルギーの利用や、市産材を活用した住宅等の建設などの取り組みをすすめることが課題となっている。

<郡上市の森林面積と森林資源内容>

区 分	面 積	備 考
総土地面積	103,079ha	
森林面積	92,398ha	森林比率：90%
国有林面積	2,468ha	
民有林面積	89,930ha	
対象内民有林	89,851ha	
	うち人工林面積	49,696ha 民有林の人工林率：55%
	天然林面積	37,444ha
	その他面積	2,711ha
対象外民有林	79ha	

(IV付属資料1 参考資料 (2) 土地利用・(4) 森林資源の現況等①保有者形態別森林面積より)

生活保全林	・電線や民家に掛かるおそれのある危険木の除去や、野生動物の被害を軽減するための緩衝帯などを住民の生活環境保全を目的とした整備を行う。
-------	--

## 2 森林整備の基本方針 (1) 将来目標区分 (岐阜県独自の区分)

### ア 将来目標区分ごとの整備方針

岐阜県森林づくり基本条例に基づき県が策定する「第3期岐阜県森林づくり基本計画」においては、望ましい森林の姿への誘導と人工林の断続構成の平準化を図るため、100年先に向けて望ましい森林の姿へ森林配置を見直す『森林配置計画』を策定することとした。森林配置計画では、森林の現状、気候や地形といった自然条件や法規制等の諸条件を踏まえた上で、経営、環境、観光、生活といつた人の活動に寄り添う視点により、木材生産を目的とした「木材生産林」、公益的機能を重視した「環境保全林」、景観を重視した「観光景観林」、身近な生活環境の保全を目的とした「生活保全林」の4つの森林区分（以下、「将来目標区分」という）に今後区分していくこととしている。

将来目標区分において、本市の民有林は、「木材生産林」と「環境保全林」のいずれかに区分することとし、「観光景観林」と「生活保全林」は、これらに重複して設定することとする。

本計画では、長良川地域森林計画に則して、

- ・大まかなエリアの森林づくりの目標である「将来目標区分」(岐阜県独自の区分)
- ・個別の森林において重視すべき機能である「森林機能区分」
- について、区分間の調整を図りつつそれぞれ設定することとする。

この将来目標区分ごとの森林整備方針については表 I-1-2-1 のとおり。

表 I-1-2-1 将来目標区分ごとの整備方針

区分	森林整備方針
木材生産林	<ul style="list-style-type: none"> <li>・森林境界の明確化、『岐阜県林内路網整備方針』に基づく路網整備などの基礎整備を実施し、生産性の高い林業経営を目指す。</li> <li>・針葉樹人工林では、木材需要に応じた樹種、径級の林木を生育させるための造林および間伐等の森林整備を実施する。特に主伐後の更新は植栽を確実に行い、齡級構成の平準化を図る。</li> <li>・広葉樹林について、用材として利用できる木材生産を目指す森林では、枝打ち、除間伐などの森林整備を行い、主伐後は天然更新または植栽により更新を行ふ。</li> <li>・チップやバイオマス燃料生産を目指す森林では短伐期による萌芽更新を行う。</li> </ul>
環境保全林	<ul style="list-style-type: none"> <li>・天然力を活用することを基本に、公益的機能の発揮に必要な最小限の森林整備を行ふ。</li> <li>・針葉樹の人工林では広葉樹導入により、針広混交林化や広葉樹林化を図る。</li> <li>・広葉樹の導入にあたっては天然力を活用することを基本とし、広葉樹の導入が困難な立地である場合には針葉樹人工林として管理を行う。</li> <li>・搬出の条件が整っている場合には、伐採木を搬出し有効利用する。</li> </ul>
観光景観林	・地域の特色に合わせて好ましい森林景観の目標を設定し必要な整備を行う。

### (2) 森林機能区分

#### ア 地域の目指すべき森林資源の姿

地域の目指すべき森林資源の姿は、長良川地域森林計画においては、これまで森林の有する多面的機能に応じて区分別に定められているところである。

長らく素材価格の低迷に起因する「採算性」、「不在地主の増加」、「高年齢化」などとの要因により管理されない人工林が増加している中で、今後も森林の有する多面的機能を維持していくためには、今ある人工林について公益的機能の発揮や林業経営の適否を判断しながら、施業の集約化や路網整備を進め人工林を維持していく森林と針広混交林などにより天然林化していく森林に区分していく必要がある。

個別の森林において重視すべき機能である「森林機能区分」は、長良川地域森林計画に則して、「将来目標区分」との調整を図りつつ、それぞれ設定することとする。また、森林の機能区分に応じた対象とすべき森林と望ましい姿は、表 I-1-2-2 のとおり。

表 I-1-2-2 各機能に応じた対象とすべき森林と望ましい姿

機能	対象とすべき森林	望ましい姿
水源涵養機能	ダム集水区域や主要な河川の上流に位置する水源地周辺の森林、地域の用水源として重要なため池、湧水地、溪流等の周辺に存する森林であり、水源涵養機能の発揮を重視すべき森林	下層植生とともに樹木の根が隆起するこにより、水を蓄えるすごい森林に富んだ浸透・保水能力の高い森林
水土保持機能	山腹崩壊等により人命・人家等施設に被害を及ぼすおそれがある森林、土砂の流出、土砂の崩壊の防備、その他災害の防備のための森林で土地に開する災害防止機能及び土壤保全機能	下層植生が生育するための空間が確保され、適度な光が射しこみ、下層植生とともに樹木の根が深く広く発達し土壤を保持する能力に優れた森林であって、必要に応じて浸透を促進する施設等が整備されている森林
快適環境形成機能	県民の日常生活に密接な関わりを持つ里山等であって、騒音や粉塵等の影響を緩和する森林、森林の所在する位置、気象条件等からみて風害、霧害等の気象災害を防止する効果が高く快適環境形成機能の維持増進を図るべき森林	樹高が高く枝葉が多く茂っているなど遮へい能力や汚染物質の吸着能力が高く、諸被害に対する抵抗性が高い森林

表 I-1-2-3 各機能に応じた森林整備及び保全の基本方針

機能	森林整備及び保全の基本方針
水源・涵養機能	良質な水の安定供給を確保する観点から、適切な保育・間伐を促進しつつ、下層植生や樹木の根を掩達させる施業を推進するとともに、伐採に伴って発生する裸地については縮小並びに分散を図る。 また、立地条件や県民のニーズ等に応じ、天然力も活用した施業を推進する。
山地災害防止機能／土壤保全機能	災害に強い県土を形成する観点から、地形、地質等の条件を考慮した上で、林床の裸地化の縮小並びに回避を図る施業を推進する。 また、立地条件や県民のニーズ等に応じ、天然力も活用した施業を推進する。 集落等に近接する山地災害の発生の危険性が高い地域等において、土砂の流出防備等の機能が十分に發揮されるよう保安林の指定やその適切な管理を推進するとともに、溪岸の浸食防止や山脚の固定等を図る必要がある場合には、谷止や土留等の施設の設置を推進する。
快適環境形成機能	地域の快適な生活環境を保全する観点から、風や騒音等の防備や大気の浄化のために有効な森林の構成の維持を基本とし、樹種の多様性を増進する施業や適切な保育・間伐等を推進する。 快適な環境の保全のための保安林の指定やその適切な管理、防風等に重要な役割を果たしている森林等の保全を推進する。
保健・レクリエーション機能	県民に憩いと学びの場を提供する観点から、立地条件や県民のニーズ等に応じて葉樹の導入を図るなどの多様な森林整備を推進する。 また、保健等のための保安林の指定やその適切な管理を推進する。
文化機能	美的景観の維持、形成に配慮した森林整備を推進する。 また、風致のための保安林の指定やその適切な管理を推進する。
生物多様性保全機能	生態系の多様性等を保全する観点から、森林構成を維持することを基本とした保全を図る。 また、野生生物のための回廊の確保にも配慮した適切な保全を推進する。
木材等生産機能	木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の林木を生育させたための適切な造林、保育および伐等を推進する。 また、施業の集団化や機械化を通じた効率的な整備を推進する。

森林の持つ多くの多面的機能については、地形条件、気象条件及び森林の種類などにより發揮される効果は異なり、また、水旱や風雪を防ぐ役割については、人目的に制御できなかったため、期待される時に必ずしも常に発揮される可能性がある。一方で、生物多様性保全能について、生態系が重要な野生物に対する影響が大きいこと、生物多様性の保全に不可欠な森林を除く、属性性が重要な野生物に対する影響が大きいこと、生物多様性の保全には、原生の森林生态系や構成樹種の森林が相互に関係しながら、他の生態系や生物種の生存する機能や、原生の森林生态系や構成樹種など、他の生態系や生物種との関係が非常に重要である。

観光的に魅力ある高原、渓谷等の自然景観や植生群落を有する森林、キャンプ場や森林公園等の施設を伴う森林など、県民の保健・教育的利用等に適した森林で、保健・レクリエーション機能の維持増進を図るべき森林	史跡・名勝等と一体となって憩いのある自然景観や歴史的風致を構成する森林や、これら史跡等と一緒に優れた自然景観等を形成する森林であって、潤いのある自然景観や歴史的風致を構成する観点から文化機能の維持増進を図るべき森林	原生的な森林生態系や貴重な生物種が生育・生息する森林など、地域の生態系や生物多様性の保全に不可欠な森林であって、生物多様性保持機能の維持増進を図るべき森林	史跡・名勝等と一体となって憩いのある自然景観や歴史的風致を構成している森林であって、必要に応じて文化・教育的活動に適した施設が整備されている森林
生物多様性保全機能	文化機能	木材等生産機能	木材の生育に適した土壌を有し、木

の心安がれる。

森林整備の基本的な考え方および森林施業の推進方策  
森林の整備に当たっては、「将来目標区分」に基づく森林配置への誘導を図りつつ、「森林機能区分」に基づく個別の森林において重視する機能を持続的に発揮させるため、各機関との充実と機能間の調整を図るとともに、適正な森林施業を適宜に実施し、健全な森林資源の維持造成を図るものとする。  
森林機能区分ごとの森林整備及び保全の基本方針について、表 I-1-2-3 に示す。

※これら機能以外の森林の有する多面的機能として地環境保全機能があるが、これについて差揮される属性のない機能であることに留意することとする。

## II 森林の整備に関する事項

### 第1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）

1 樹種別の立木の標準伐期輪  
伐採の対象とする立木については、表 II-1-1-1 の標準伐期輪以上を目安として選定することとする。

森林施業の合理化については、森林所有者、市、県、森林組合等林業事業体が連携して、森林施業の共同化、路網整備の推進、林業後継者の育成、林業機械化の促進及び木材流通・加工体制の整備を行い、効率的な森林経営を行う。  
また、市内の森林經營計画作成に携わる森林施業フランナー等、地域の森林を熟知した人材を活かしながら、ゾーニングの検討を行い、ゾーニングの考え方の統一を図ることで、多面的機能の維持・發揮と効率的かつ安定的な森林経営の基盤づくりを行う。

3 森林施業の合理化に関する基本方針  
森林施業の合理化については、森林所有者、市、県、森林組合等林業事業体が連携して、森林施業の共同化、路網整備の推進、林業後継者の育成、林業機械化の促進及び木材流通・加工体制の整備を行い、効率的な森林経営を行う。  
また、市内の森林經營計画作成に携わる森林施業フランナー等、地域の森林を熟知した人材を活かしながら、ゾーニングの検討を行い、ゾーニングの考え方の統一を図ることで、多面的機能の維持・發揮と効率的かつ安定的な森林経営の基盤づくりを行う。

表 II-1-1-1 標準伐期輪

区 域	樹 種					単位(伐期輪:年)
	スギ	ヒノキ	アカマツ	クロマツ	その他の 針葉樹	
郡上市	40	50	40	35	60	25

表 II-1-1-2 長伐期施業を実施する場合の平均的伐採林輪

長伐期施業を実施する場合の平均的伐採林輪		(標準伐期輪×2) 以上

## 2 立木の伐採（主伐）の標準的な方法

### （1）伐採方法

立木竹の伐採のうち主伐は、更新（伐採跡地（伐採により生じた無立木地）が、再び立木地となること）を伴う伐採であり、その方法については、皆伐又は択伐によるものとする。  
皆伐と択伐の定義については、表 II-2-1 に示すとおりとする。

表 II-1-2-1 皆伐と択伐の定義

皆伐	主伐のうち択伐以外のもの。
択伐	主伐のうち、伐採区域の森林を構成する立木の一部を伐採する方法であつて、単木、帶状又は樹群を単位として伐採区域全体ではおむね均等な割合で行うものあり、材積にかかる伐採率が 30%以下（伐採後の造林が植栽による場合にあつては、40%以下）の伐採。

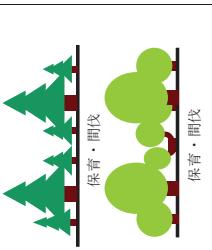
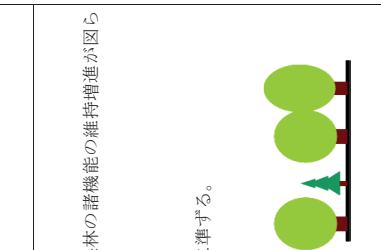
### （2）施業方法別指針

施業区分別の伐採の指針は、表 II-1-2-2 を基準とする。

	(イ)保護樹帯の設置
	a. 保護樹帯の必要な場所 下記の場所で、林地の保全、雪崩、落石の防止、寒風障害等の各種被害の防止、風致の維持及び生物多様性の保全のために必要がある場合には、裸地化を避け、列状又は塊状の保護樹帯を残置する。 〔尾根、谷筋、人家・道路沿いの急傾斜地、地形・地質条件が悪く崩壊の危険の高い場所、下降斜面の変曲点、作業道の下方等〕
育成層林	b. 1haを超える人工林の伐採にあたっては、保護樹帯として2~3列(20~30m)程度の幅で残す。 c. 人家、道路沿いの伐採の場合 人家、道路沿いについては、樹高(10~15m)程度控えたところに保護樹帯を設ける。 d. 保護樹帯の管理 残地した保護樹帯は、適正な森林管理を行うものとする。
単層林	e. 「郡上市皆伐施業ガイドライン( VII付属資料 1 参考資料 (10) )」に沿った適正な施業及び管りを行うものとする。 f. 大面積(概ね5ha超)の伐採を行う場合は、伐採区間や伐採時期を分散させることも、保護樹帯を設け、防災面に十分配慮した施業を行うものとする。 g. 造林の限界である標高1,400m以上又は積雪深2.5m以上の山地は更新が難しく、更新が完了するまで長期間を要することから大面積の伐採は行わないものとする。 h. 急傾斜地(概ね45度以上の傾斜)や岩石地等の森林では、災害の危険性があるため、皆伐を控えるものとする。 i. 尾根筋や筋等の環境又は防災上保全が必要な森林や、人家や道路沿いの急傾斜(概ね30度超)で、土壤の流出や落石を防止するためには、必要的な森林では、皆伐を控えるものとする。 j. 水源林等の重要な水源、漂流流曳い、環境保全や観光資源として景観を保つための重要な森林では、極力皆伐は行わないものとする。 k. ササ等が地面を覆つてしまふ場所や、土壤が極めて悪い場所は、更新が難しいため、伐採等により裸地化の防止を図るものとする。 l. シカ等による被害を受けることが想定される地域では、大面積の皆伐は極力行わないものとする。 m. 天然林の主伐は、若齡林においてはぼう芽更新によるものとするが、「老齡林等ぼう芽更新が見込まれない場合には、天然更新しやすいように一定期間「母樹」を残すものとする。水源林においては、必要に応じて更新補助作業を行うものとする。
複層林	① 対象とする森林 人為と天然力の適切な組み合わせにより、複数の樹冠層を構成する森林として成立し、森林の諸機能の維持増進が図られる森林。 ② 施業基準 (ア)育成複層林における伐採 複層状態の森林に確実に誘導する観点から、自然的条件を踏まえ、森林を構成している樹種、林分構造等を勘案して伐採する。 (イ)皆伐の場合 伐採の場合は、森林再生力の増進が図れる適正な林分構造に誘導するよう適切な伐採率及び繰り返し期間によるものとする。
育成單層林	① 対象とする森林 人工造林又はぼう芽更新により高い林地生产力が期待される森林及び森林の有する公益的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林。 ② 施業基準 (ア)人工林を皆伐する場合 人工林を皆伐する場合は、自然的条件及び公益的機能の確保についての必要性を踏まえ、原則、小面積かつ分散的な皆伐とし、できる限り保護木施業(1haを超える皆伐は、保護木として平均径以上の大木を50~100本/ha程度を残す。)を行い、適切な更新を図る。 保護木は、風・雪・乾燥など気象条件を十分に勘案し、急傾斜地、岩石地等では、ある程度集団的に配置する。 (エ)天然更新を前提とする場合 天然更新を前提とする場合には、種子の結実状況、天然稚樹の生育状況、母樹の保存等に配慮するものとする。

表 I-1-2-2 伐採に係る施業基準	
区分	施業基準
共通事項	①共通事項 主伐にあつては、次のとおりとする。 a. 県土の保全、自然環境の保全等のために常に警戒その他の施業を行う必要のある森林については、その目的に応じて適切な施業を行うものとする。 b. 主伐の時期は、多様な木材需要によるよう、木材等資材の安定供給のため、公益的機能の發揮との調和及び長期化を図るものとする。(岐阜県水源地貯水保全条例に基づき指定された水源地域(以下「水源林」という。)においては、標準伐採期に10年をえた林齢以上での実施に努めるものとする。) c. 「郡上市皆伐施業ガイドライン( VII付属資料 1 参考資料 (10) )」に沿った適正な施業及び管りを行うものとする。 d. 大面積(概ね5ha超)の伐採を行う場合は、伐採区間や伐採時期を分散させることも、保護樹帯を設け、防災面に十分配慮した施業を行うものとする。 e. 造林の限界である標高1,400m以上又は積雪深2.5m以上の山地は更新が難しく、更新が完了するまで長期間を要することから大面積の伐採は行わないものとする。 f. 急傾斜地(概ね45度以上の傾斜)や岩石地等の森林では、災害の危険性があるため、皆伐を控えるものとする。 g. 尾根筋や筋等の環境又は防災上保全が必要な森林や、人家や道路沿いの急傾斜(概ね30度超)で、土壤の流出や落石を防止するためには、必要的な森林では、皆伐を控えるものとする。 h. 水源林等の重要な水源、漂流流曳い、環境保全や観光資源として景観を保つための重要な森林では、極力皆伐は行わないものとする。 i. ササ等が地面を覆つてしまふ場所や、土壤が極めて悪い場所は、更新が難しいため、伐採等により裸地化の防止を図るものとする。 j. シカ等による被害を受けることが想定される地域では、大面積の皆伐は極力行わないものとする。 k. 天然林の主伐は、若齡林においてはぼう芽更新によるものとするが、「老齡林等ぼう芽更新が見込まれない場合には、天然更新しやすいように一定期間「母樹」を残すものとする。水源林においては、必要に応じて更新補助作業を行うものとする。
育成層林	① 対象とする森林 人工造林又はぼう芽更新により高い林地生产力が期待される森林及び森林の有する公益的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林。 ② 施業基準 (ア)人工林を皆伐する場合 人工林を皆伐する場合は、自然的条件及び公益的機能の確保についての必要性を踏まえ、原則、小面積かつ分散的な皆伐とし、できる限り保護木施業(1haを超える皆伐は、保護木として平均径以上の大木を50~100本/ha程度を残す。)を行い、適切な更新を図る。 保護木は、風・雪・乾燥など気象条件を十分に勘案し、急傾斜地、岩石地等では、一定程度集団的に配置する。 (エ)天然更新を前提とする場合 天然更新を前提とする場合には、種子の結実状況、天然稚樹の生育状況、母樹の保存等に配慮するものとする。

## 第2 造林に関する事項

天 然 生 林	① 対象とする森林 主伐における主伐 主伐にあたっては、「育成单層林」及び「育成複層林」に準ずる。	
	② 施業基準 主として天然力を活用することにより、適確な更新及び森林の諸機能の維持増進が図られる森林。	

造林については、裸地状態を早期に解消して公益的機能の維持を図るため、更新すべき期間内に造林を行うものとし、その方法については、気候、地形、土壤等の自然的条件に応じて、人工造林又は天然更新によるものとする。  
 郡上市がこれまで行ってきた調査により天然更新が十分に進まない林地が見受けられる（皆伐跡地調査：市林務課）。伐採後に適確な更新が図られない伐採跡地については、それぞれの森林の状況に応じた方法により早急な更新を図ることとする。  
 ただし、岐阜県里山林整備事業（バッファゾーン整備タイプ）により整備したバッファゾーンにおいては、「里山林整備事業の実施に関する協定」の期間中はこの対象から除外するものとする。  
 なお、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林における造林の方法は、人工植栽によることがある。

### 1 人工造林に関する事項

(ア) 人工造林については、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林や多面的機能の發揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林において行うこととする。  
 なお、1 ha をこえる人工林の伐採跡地については、原則、人工造林を行うこととする。

#### (1) 人工造林の対象樹種

人工造林に係る樹種については、表 II-2-1-1 のおりとする。

一般的な樹種	造林樹種（人工造林をすべき樹種）の選定に当たっては、適地適木を基本として、地域の自然・立地条件、それぞれの樹種の特質、既往の施業体系、施業技術の動向、地域における造林種苗の需給動向及び木材の利用状況等を勘案して、健全な森林の成立が見込まれる樹種を定めるものとする。また、将来の森林の利用目的を定め、目的に応じた樹種、植栽本数を選択すること。
・健全で多様な森林づくりを図る観点から、できる範囲内で広葉樹や郷土樹種を含む幅広い樹種の選定について考慮するものとする。	・特に伐採後に適確な更新が行われていない伐採跡地については、その早急な更新を図ることとする。
・土砂災害等の危険がある場合は、森林所有者等は現地発生材を使用した削工など構造物設置の措置をとること。	・市町村森林整備計画で定められた樹種以外の樹種を植栽しようとする場合は、県林業普及指導員又は市町村の林務担当とも相談することとし、あらかじめそのような樹種を植栽すべき森林の区域が特定できる場合には、当該区域に限って摘要すべき旨を明らかにした上で樹種を定めるものとする。
・造林用苗木は品種系統の明確な優良苗木を用いること。	・造林用苗木は花粉症対策に資する苗木の増加に努めることとする。
・苗木の選定については、少花粉スギ等の花粉症対策に資する苗木の増加に努めることとする。	
人工造林の 対象樹種	・主な人工造林の対象樹種を以下に示す。

### 3 その他必要な事項

(1) 伐採届出旗の設置  
 森林法第10条の8 第1項及び第15条の届出に係る伐採のうち、1ha以上の皆伐を実施する箇所に伐採届出旗を設置することとする。

#### (2) その他の伐採について必要な事項

伐採時には、かかり木にならないように安全な伐倒を最優先とし、伐採木を林地に残置する場合には、できる限り片側の枝条を払い、接地させると部分を長くし、土砂止めとして利用できるようにする。

(3) 伐採跡地の人工造林をすべき期間  
森林地の荒廃を防ぐとともに森林資源の質的的な構成を図るため、人工造林地は原則として伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して2年以内に更新するものとする。  
ただし、採伐による伐採にかかるもので、林冠の再開発を見込むことができないものには、伐採による森林の公益機能への影響を考慮し、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年以内に更新を図るものとする。

(4) シカ等による食害防止対策  
シカ等の食害が想定される場合は、植栽とあわせて防護柵、幼齢木保護器具等を設置するなどの食害防止対策に努めるものとする。

## 2 天然更新に関する事項

天然更新（天然下種更新、ぼう芽更新）は、気候、地形、土壤等の自然条件、林業技術体系等から見て、主として天然力を活用することにより適確な更新が図られる森林において行うものとする。

### (1) 更新樹種

更新樹種は、高木性種とする。そのうち主な樹種は表 II-2-2-1 のとおりとする。

表 II-2-2-1 主な更新樹種

最深積雪深による造林樹種の区分	最深積雪深	樹種及び留意事項
1.0m未満の地域	1.0m未満の地域	・それぞれの立地条件に応じた樹種を選定して植栽
1.0m以上の地域	1.0mを越える地域	・耐寒、耐雪性の強いスギを植栽、立地条件によってはケヤキ等の広葉樹を植栽
2.5mを超える地域	2.5mを超える地域	・ヒノキの人工造林を避ける ・人工造林を避け、広葉樹を中心とする育成複層林（天然林型）及び天然生林施業によって森林整備を図る

（関連参考：第13次長良川地域森林計画書 資料編第2章1 最深積雪深図 参照）

天然更新の対象樹種	ぼう芽による更新が可能な樹種
カシノナガキクイムシ等被害跡地の造林樹種	スギ、ヒノキ類、マツ類、モミ類、シラカシ類、カシ類、カジカ類、シイ類、シラカバ類、シラタマ類、クリ、サクラ類、カランキ類、ハシノキ類、カルミ類、カエデ類、ケヤキ、トチギ、カツラ、ホオノキ、ミズキ、ハリギリ、アカメガシワ、カラスザンショウ等の将来その林分において高木になりうる樹種（以下「高木性樹種」という） シイ類、カシ類、ナラ類、ナラ木類、クリ、サクラ類、シデ類、カエデ類、ケヤキ、ホオノキ等

※「ぼう芽による更新が可能な樹種」欄にあるものであつても、更新が完了していない若齡な広葉樹林や大経化した広葉樹二次林（根本直径40cm以上、おおむね80年生以上）は、ぼう芽による更新が困難な樹種として取り扱い、更新樹種には含めないものとする。  
※更新樹種のうち○○類と表示しているものの詳細は、VII付資料2別表3を参照

### (2) 人工造林の標準的な方法

人工造林に係る施業方法については、表 II-2-1-2 のとおりとする。

表 II-2-1-2 人工造林に係る施業方法

人工造林における植栽本数	・主要樹種における植栽本数は1,000～5,000本/haを基礎として、その地域における自然条件や既往の植栽本数を勘案して定めるものとする。
人工造林の標準的な方法の指針	・植栽本数の決定に当たり、ここで示す本数から大幅に異なる場合は、林業普及指導員と相談の上、目的に応じた適切な本数とする。
①地耕えの方法	①地耕えの方法 ・伐採木及び枝条等が植栽や保育作業の支障とならないようには整理するとともに、林地の保全に配慮する。
②植栽方法	②植栽方法 ・気候その他の立地条件及び既往の植え付け方法から植え付け方法を定めるとともに、適期に植え付ける。

### (2) 施業

#### ア 天然更新すべき期間

天然更新をすべき期間は、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年を経過する日までとする。  
天然更新の完了確認は、当該天然更新をすべき期間内に、原則として後述する更新調査により行うものとする。

#### イ 天然更新及び天然更新補助作業

天然更新及び天然更新補助作業の標準的な方法は表 II-2-2-2 のとおりとする。

表 II-2-2-2 天然更新及び天然更新補助作業

天然更新の標準的な方法	①天然下種更新	<ul style="list-style-type: none"> <li>・天然力により種子を散布し、その発芽、成長を促して更新樹種を成立させるために行うものとする。</li> </ul>
	②ぼう芽更新	<ul style="list-style-type: none"> <li>・樹木を伐採し、その根株からのぼう芽を促して更新樹種を成立させたために行うものとする。</li> </ul>
	①地表処理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ササや粗雑植の堆積等により天然下種が阻害されている箇所について、種子の確実な定着と発芽を促し、稚樹が良好に生育できる環境を整備するためのものとし、種子の飛散特性、A0層の堆積状況、気象地形条件に応じ、A層を表面に露出させるため林床植物の除去、枝条整理、地表かきおこし等を行うものとする。</li> </ul>
	②刈出し	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ササ、低木、シダ類、キイチゴ類、高茎草本等の競合植物（以下「競合植物」という。）の被圧により、更新樹種の生存、生育が阻害されている箇所について行うものとし、稚樹の更新状況、競合植物の種類、状態及び密度、地形、気象等の立地条件に応じ、金刈り、筋刈り、坪刈り等最適なものを選定する。また、更新の完了に至るまで必要に応じて実施する。</li> </ul>
	③植込み	<ul style="list-style-type: none"> <li>・更新樹種の成育状況等を勘察し、天然更新の不十分な箇所に植栽をする。実施にあたっては、植栽に支障となる枝条や競合植物等を整理するとともに、適期に更新樹種を必要本数分、植栽する。また、植込みを行った更新樹種については、適地適木に配慮し、遺伝子搅乱とならないものを選定すること。</li> </ul>
	④芽かき	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ぼう芽更新による場合に、耐陰性の強い更新樹種では余分な芽をつみ取る芽かきを適宜実施する。</li> </ul>

## ウ 更新の判定基準

表 II-2-2-3 に示す稚樹高以上上の更新樹種が、表 II-2-2-4 に示す期待成立本数に対して、10 分の 3 を乗じた本数以上が成立している状態（「立木度」が 3 以上の状態）をもって、更新の完了とする。

表 II-2-2-3 天然更新に係る更新樹種の稚樹高

稚樹高	<ul style="list-style-type: none"> <li>更新樹種の成立本数として算入する稚樹の高さについては、概ね次のとおり。</li> <li>50cm 以上かつ競合植物の高さ以上</li> </ul>
-----	---

表 II-2-2-4 天然更新にかかる更新樹種の期待成立本数

期待成立本数	①残存木が無い場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・天然更新をすべき期間（伐採を終した日を含む年度の翌年度の初日から起算して 5 年を経過する日まで）が満了した日までにおける更新樹種の期待成立本数は、概ね次のとおりとする。</li> </ul>
	②残存木がある場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・林相ごとに、収穫予想表・林分密度管理図等、あるいは周辺の類似する林分等を参考として導かれる成立本数をもって、該当林相の期待成立本数とする。なお、この場合において更新樹種に係る期待成立本数は上記①のとおり（概ね 10,000 本/ha）とする。</li> </ul>
	エ 更新調査	表 II-2-2-5 により更新調査を行うこととする。
		表 II-2-2-5 更新調査方法
更新調査の実施主体	更新調査対象地	<p>更新調査は市が実施することを基本とするが、必要に応じて林業普及指導員等の助言や協力を得て実施するものとする。</p> <p>更新調査対象地は以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「伐採及び伐採後の造林の届出書」において、「伐採後の造林の計画」が「天然更新」とされている箇所</li> <li>・「森林经营計画にかかる伐採等の届出書」において、「造林方法」が「天然更新」とされている箇所</li> </ul> <p>更新調査は、更新調査対象地ごとに、標準地調査により実施するものとし、以下により標準地を設定のうえ調査を行うものとする。</p>
①残存木が無い場合	標準地の設定	<ul style="list-style-type: none"> <li>・調査区の設定</li> <li>2m × 10m の帯状標準地の中に 2m × 2m の 5 プロットを設定</li> <li>・標準地の数</li> </ul>
②残存木がある場合	標準地の設定	<ul style="list-style-type: none"> <li>・調査区の設定</li> <li>2m × 10m の帯状標準地のうち 2m × 2m の 5 プロットを設定</li> <li>・標準地の数</li> </ul>
	標準地の数	<ul style="list-style-type: none"> <li>更新対象地 2ha 未満： 帶状標準地を 4 箇所以上</li> <li>2ha 以上 4ha 未満： 帯状標準地を 6 箇所以上</li> <li>4ha 以上： 帯状標準地を 8 箇所以上設定</li> </ul>
	標準地の数	<ul style="list-style-type: none"> <li>・標準地の数</li> <li>残存木については、20m × 20m の標準地を設定</li> <li>更新稚樹については上記①に準ずる。</li> </ul>
	標準地の数	<ul style="list-style-type: none"> <li>・標準地の数</li> <li>残存木については、更新調査対象地 2ha 未満： 1 箇所、2ha 以上 4ha 未満： 2 箇所、4ha 以上： 3 箇所以上設定。</li> </ul>

	<p>更新種樹については、上記①に準ずる。</p> <p>③群状や点状の伐採の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・調査区の設定</li> <li>・複数の更新調査対象地内に <math>2\text{m} \times 2\text{m}</math> のプロットを設定。</li> <li>・標準地の数</li> </ul> <p>更新調査対象地 <math>2\text{ha}</math> 未満： プロット <math>20</math> 箇所以上、 <math>2\text{ha}</math> 以上 <math>4\text{ha}</math> 未満： プロット <math>30</math> 箇所以上、 <math>4\text{ha}</math> 以上： プロット <math>40</math> 箇所以上設定。</p> <p>④標準地の選定</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・標準地は、更新調査対象地の中で将来の森林の姿に大きな影響を与える箇所や更新樹種が平均的な生育状況を示している箇所に設定する。尾根、中腹、沢など立地条件及び植生その他の自然条件に応じて複数の調査区を設定することが望ましい。</li> </ul>
	<p>更新調査にあたっては以下の内容について調査する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・成立本数として算入する更新樹種の樹種・稚樹高・本数</li> <li>・成立本数として算入しない更新樹種の樹種・稚樹高・本数</li> <li>・残存木の樹種、樹高、成立本数</li> <li>・更新調査対象地の面積</li> <li>・残存木の占める面積</li> <li>・主な競合植物の種類及び生育状況</li> </ul>
	<p>更新調査の結果について、天然更新調査記録簿等により、必要事項を記録のうえ保管する。天然更新調査記録簿等の保管期間は、更新の完了を確認した日をも年年度の翌年度の初日から起算して <math>5</math> 年を経過する日までを標準とする。</p>
	<p>以下に示す場合には、更新調査を省略して更新の完了とすることができるものとする。なお、更新調査を省略した場合には、更新調査を省略した理由を天然更新調査記録簿等に記録する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・更新調査対象地との合計面積が <math>1\text{ha}</math> 以下の場合（但し、他の連続する未更新の更新調査対象地による場合はこの限りでない）</li> <li>・電気事業者による線下伐採など、実態として明らかに支障木除去を目的とする伐採であると判断できる場合</li> </ul>

表 II-2-2-6 天然更新すべき立木の本数に満たない場合の対応

基準の稚樹高未満となる更新樹種を含めた立木度が、3 以上の場合は	上記Ⅳによる稚樹高未満の更新樹種を含めた場合には「天然更新補助作業」の実施を指導する。
基準の稚樹高未満となる更新樹種を含めた立木度が、3 未満となる場合は	上記Ⅳによる稚樹高未満の「植栽」もしくは「植込み」の実施を指導する。「植栽」による場合は「植栽」もしくは「植込み」の実施を指導する。
その他	市長の判断により、必要と認められる場合は、上記によらず適宜必要な更新作業等の実施を指導できるものとする。

### 3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在

- 人工林については原則、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に指定するものとし、その所在をⅣ付属資料2別表1により定めるものとする。
- なお、別表1に掲げた森林であっても、以下のいずれかの要件をみたす場合は、当該伐採にかかる部分については、「植栽によらなければ適確な更新が困難な森林」から除外するものとする。
- ・種子を供給する母樹が存在する森林や天然稚樹の生育が期待できる森林等であって、主に天然力による更新が期待される森林
  - ・伐採方法が皆伐（ただし、誘導伐における帶状皆伐及びそれに準じた方法により実施され、併せて更新補助作業が行われる皆伐については、皆伐でない伐採に相当するものとして扱う）
  - ・送電線下の伐採跡地であって、天然更新が確實に見込まれる場合
  - ・森林整備事業（造林補助事業）等公的補助事業により、更新補助作業が実施される場合
  - ・保健機能森林の区域内の森林であって、森林保健施設の設置が見込まれる場合
  - ・その他、森林の維持管理に必要な施設の設置、生活環境等の維持保全のために行われた伐採跡地等、郡上市が必要でないと特に認める場合。

#### オ 天然更新すべき立木の本数に満たない場合の対応

更新調査の結果、更新樹種の成立本数が、天然更新すべき立木の本数に満たない場合は造林者に対して、表II-2-2-6により速やかに植栽または天然更新補助作業のいずれかを実施するよう指導するとともに、伐採を終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して7年を経過する日までに、前項に準じて再度の更新調査を行うものとする。

(1) 造林の対象樹種  
ア 人工造林の場合 表II-2-1-1による  
イ 天然更新の場合 表II-2-2-1による

(2) 生育し得る最大の立木の本数として想定される本数  
表II-2-2-4による

## 5 その他必要な事項

### (1) その他間伐及び保育に関する必要な事項

自然条件や生産目的に応じた適切な間伐及び保育を推進し、森林の健全性を確保する。  
森林施業の集約化及び圃地化や機械化を通じた効率的な間伐及び保育の森林整備を推進し、間伐材の利用促進をするものとする。  
施業の実施にあたっては、周辺の自然環境に十分配慮し、森林の健全性を確保するよう努めるものとする。

伐倒木及び林地残材が流木化し、下流で橋りょう等の埋塞による土砂・洪水氾濫被害を拡大させることが無いよう、流水災害の発生の恐れがある森林では、現地の状況に応じて下刈り、除伐、間伐等の森林整備を進め、根系の差違を促し、林分を速やかに健全な状態に移行させることとする。

(2) 施業方法別の施業体系図等の具体例示  
施業例については、VII付属資料「3 施業方法別の施業体系図等の具体的例示」(1)～(5)に示す。

人工林は、間伐の適期実施など適正な森林整備を実施する。  
間伐は、林冠がうつ開し、立木間の競争が生じ始めた森林において、主に目的樹種の一部を伐採して行う伐採の方法であって、伐採後、一定の期間内に林冠がうつ開するよう行うものとする。

## 1 間伐を実施すべき標準的な林齡及び間伐の標準的な方法

### (1) 間伐を実施すべき標準的な林齡及び間伐の標準的な方法

下層植生が消失しているなど過密となっている林分では、間伐を実施する。

森林の立木の成育の促進並びに林分の健全化及び利用価値の向上を図るため、次に示す内容を基礎とし、既往における間伐の方法を勘案して、林木の競合状態等に応じた間伐の開始時期、間伐率、間伐木の選定方法その他の必要な事項を定めるものとする。

・間伐を実施すべき標準的な林齡及び間伐の標準的な方法は、表II-3-1-1～表II-3-1-5を基に、間伐を行う際の規範として定めるものとする。

・間伐効果を長期間發揮させ育林コストの縮減等を図る観点から、気象被害等に十分注意した上で間伐率(材積)を30%以上にするよう努めることとする。

・崩壊地の上部は除間伐を集約的に実施し、林床植生の育成を促進する。

・伐倒木及び林地残材が流出するおそれのある場合は、適切に流出防止対策を施すほか、林外への搬出や倒木の木柵等への利用を図るものとする。特に土砂の流出路となる谷筋(高水位以下)においては、伐採した立木が谷筋に入らないようにする。

・周辺環境に配慮すべき人工林や生育が悪く木材利用に向かない人工林等は、強度の間伐を進めることにより、将来的に天然林へ移行させる。

表II-3-1-1 スギ育成單層林間伐基準表(標準伐期)

樹種	生産目標 〔植栽本数〕	間伐区分	間伐時期 (年)	間伐本数		間伐率(材積) (%)
				第1回間伐	第2回間伐	
スギ	[3,000本/ha]	第3回間伐	24～30	300～500	300～500	20～30

表II-3-1-2 ヒノキ育成單層林間伐基準表(標準伐期)

樹種	生産目標 〔植栽本数〕	間伐区分	間伐時期 (年)	間伐本数		間伐率(材積) (%)
				第1回間伐	第2回間伐	
ヒノキ	[3,000本/ha]	第3回間伐	24～30	300～500	300～500	20～30

## 2 保育の作業種別の標準的な方法

表 II-3-1-3 ヒノキ育成単層林間伐基準表（長伐期施業）				
樹種	生産目標 〔植栽本数〕	間伐区分	間伐時期 (年)	間伐本数
スギ 〔3,000本/ha〕	第1回間伐	12～16	500～700	20～25
	第2回間伐	18～22	500～700	25～30
	第3回間伐	27～31	400～600	25～35
	第4回間伐	38～42	300～400	25～35
	第5回間伐	58～62	200～300	25～40

表 II-3-1-4 ヒノキ育成単層林間伐基準表（長伐期施業）				
樹種	生産目標 〔植栽本数〕	間伐区分	間伐時期 (年)	間伐本数
ヒノキ 〔3,000本/ha〕	第1回間伐	17～21	500～700	20～25
	第2回間伐	25～29	400～600	20～25
	第3回間伐	33～37	400～600	25～35
	第4回間伐	48～52	350～450	30～35
	第5回間伐	68～72	150～250	20～30

表 II-3-1-5 平均的な間伐の実施時期の間隔年数

標準伐期輪未満（人工植栽に係るもので樹種を問わない）	10年
標準伐期輪以上（人工植栽に係るもので樹種を問わない）	15年

### （2）間伐実施に伴う冠雪害※1の発生の防止に関する指針

冠雪害危険度マップにおいて、危険地区※2として示されている区域内においては、耐冠雪害性の高い森林を育てるため、早めの間伐を実施する。

また、優勢木の平均形狀比（樹高・胸高直径）が高い（樹ね70以上）林分における急激な伐採は、冠雪害が発生する危険性が高いため、間伐を行う場合には、伐採率、施業後の林分形状、地形状況等を考慮し、必要に応じて巻き枯らし間伐の導入や弱度の間伐を繰り返し行い、形狀比を徐々に低くしていくものとする。

ただし、巻き枯らし間伐は、森林病害虫の発生や不意の落枝・倒木による事故の恐れのある場所では行わない。

※1 冠雪害とは、温った雪が樹木に付着して、樹木が雪の重量を支えきれずに、折れ曲がったり倒れたりする被害のことを指す。

※2 危険地区 12月から3月の4ヶ月間を対象に、過去10年間の気象データを調査し、降水量・最高気温・最低気温の3つの要件により判定されている。

（第13次長良川地域森林計画 資料編第2章3 冠雪害危険度マップ 参照）

【参考】「ぎふふれなび（公開型森林GIS）」で冠雪害危険度マップ公開中アドレス  
[https://www.pref.gifu.lg.jp/sangyo/shinrin/shinrin-in-kelkaku/1151/index\\_9948.html](https://www.pref.gifu.lg.jp/sangyo/shinrin/shinrin-in-kelkaku/1151/index_9948.html)」

保育の標準的な方法は、表 II-3-2-1を基に、森林の保育作業を行いう際の規範として市町村森林整備計画において定めるものとする。  
森林の立木の生育の促進及び林分の健全化を図るため、既往の保育方法等を勘案して、時期、回数、作業方法その他必要な事項を定めるものとする。

表 II-3-2-1 保育基準表

種類	樹種	実施年数及びその回数等
下刈	スギ	植栽の年から5年間、年1回夏期に行う。
つる切	ヒノキ	植栽の年から6年間、年1回夏期に行う。
除伐	スギ	下刈終了後、2年間隔で2回を標準とする。
枝打ち	スギ ヒノキ	下刈終了後、3年目に1回を標準とする。
雪起こし	スギ ヒノキ	下刈終了後、2年間隔で2回を標準とし、つる切りと同時にを行う。

※本基準表は、一般的な目安を示したものであり、実行に当たっては画一的に行うことなく、立地条件、植栽木の生育状況及び生産目標等に即して効果的な作業時期、回数、方法等を十分検討の上適切に実行すること。

## 3 その他必要な事項

自然条件や生産目的に応じた適切な間伐及び保育を推進し、森林の健全性を確保するよう努めるものとする。  
伐倒木及び林地残材が流木化し、下流で橋梁等の埋塞による土砂・洪水氾濫被害を拡大させることが無いよう流木災害の発生の恐れがある森林では、現地の状況に応じて下刈り、除伐、間伐等の森林整備を進め、根系の発達を促し、林分を速やかに健全な状態に移行させることとする。

#### 第4 公益的機能別施業森林の整備等の森林の整備に関する事項

##### 1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域における森林施業の方法

###### (1) 水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（水源涵養機能維持増進森林）

###### ア 区域の設定

当該森林の区域を表II-4-1-3により定めるものとする。  
なお、設定にあたっては、水質の保全又は水量の安定的確保のため伐採の方法を定める必要がある森林であって、次の条件のいずれかに該当する森林を設定することとする。

###### (7) 地形について

- a 標高の高い地域
- b 傾斜急峻な地域
- c 谷密度の大きい地域
- d 起伏量の大きい地域
- e 溪床又は河床勾配の急な地域
- f 章状型集水区域

###### (イ) 気象について

- a 年平均又は季節的降水量の多い地域
- b 短時間に強い雨の降る頻度が高い地域
- (ウ) その他
  - a 大面積の伐採が行われがちな地域
  - b 水源林

###### イ 森林施業の方法

伐期の間隔を拡大するとともに伐採面積の規模を縮小した皆伐を行うものとし、表II-4-1-1により定めるものとする。

表II-4-1-1 伐期の延長を行う場合の森林の伐期輪の下限

地 区	樹 種					単位(伐期輪:年)
	スギ	ヒノキ	アカマツ	カラマツ	その他 針葉樹 広葉樹	
郡上市全域	50	60	45	70	35	40

当該区域のうち、特に機能の發揮に必要な場合については、長伐期施業を推進すべき森林とし、表II-4-1-2に示す伐期輪の下限に従った森林施業を推進すべき森林の区域を、伐採に伴つて発生する裸地の縮小及び分散を図るものとする。

表II-4-1-2 長伐期施業を行う場合の森林の伐期輪の下限

地 区	樹 種					単位(伐期輪:年)
	スギ	ヒノキ	アカマツ	カラマツ	その他 針葉樹 広葉樹	
郡上市全域	64	80	64	56	96	40

(2) 土地に関する災害の防止及び土壤の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るために森林施業を推進すべき森林その他水源涵養機能維持増進森林以外の森林（山地災害防止機能／土壤保全機能維持増進森林、快適環境維持増進森林、保健文化機能維持増進森林等）

###### ア 区域の設定

次の①から③までに掲げる森林の区域を表II-4-1-3により定めるものとする。

- ① 土地に関する災害の防止及び土壤の保全の機能の維持増進を図るために森林施業を推進すべき森林（山地災害防止機能／土壤保全機能維持増進森林）  
人家、農地、森林の土地又は道路その他の施設の保全のため伐採の方法を定める必要がある森林であって、次の条件のいずれかに該当する森林を当該指定区域に設定する。

###### (7) 地形

- a 傾斜が急な箇所であること。
- b 傾斜の著しい変移点をもつている箇所であること。
- c 山腹の凹曲部等地表流下水又は地中水の集中流下する部分をもつていている箇所であること。

###### (イ) 地質

- a 基岩の風化が異常に進んだ箇所であること。
- b 基岩の節理又は片理が著しく進んだ箇所であること。
- c 破砕帯又は断層線上にある箇所であること。
- d 流れ盤となっている箇所であること。
- (ウ) 土壤等
  - a 火山灰地帯等で表土が粗しく凝聚力の極めて弱い土壤から成っている箇所であること。
  - b 土層内に異常な滲水層がある箇所であること。
  - c 石礫地から成っている箇所であること。
  - d 表土が薄く乾性な土壤から成っている箇所であること。

(I) その他  
a 洪水災害の恐れがある箇所であること。

(2) 快適な環境の形成機能維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林  
生活環境の保全及び形成のため伐採の方法を定める必要がある森林であって、次のいずれかに該当する森林を当該指定区域に設定する。

- (7) 都市近郊林等に所在する森林であつて郷土樹種を中心とした安定した林相をして  
いる森林  
(1) 市街地道路等と一体となって優れた景観美を構成する森林  
(4) 気象緩和、騒音防止等の機能を發揮している森林

(3) 保健機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（保健文化機  
能維持増進森林）  
自然環境の保全及び形成並びに保健・文化・教育的利用のため伐採の方法を定める  
必要がある森林であつて、次のいずれかに該当する森林を当該指定区域に設定する。  
(7) 湖沼、瀑布、渓谷等の景觀と一体となって優れた自然美を構成する森林  
(4) 紅葉等の優れた森林美を有する森林であつて主要な眺望点から望見されるもの  
(9) ハイキング、キャンプ等の保健・文化・教育的利用の場として特に利用されている森  
林  
(1) 貴重な動植物の保護のため必要な森林（振伐に限る。）

(4) 森林施業の方法  
アの③に掲げる森林においては、以下によるものとする。  
① 特に機能の発揮を図る必要がある森林については、振伐による複層林施業を行う。  
② それ以外の森林については、振伐以外の方法による複層林施業を行う。  
③ 適切な伐区の形状・配置等により、伐採後の林分の保全機能等の確保が可能な場合には、長  
伐期施業を行うことができる。なお、皆伐による場合は伐採に伴い発生する裸地の縮小及  
び分散を図る。

アの③に掲げる森林においては、以下によるものとする。  
① 特に機能の発揮を図る必要がある森林については、振伐による複層林施業を行う。  
② 風致の優れた森林の維持又は造成のために特定の樹種の広葉樹を育成する森林施業を行  
うことを、必要がある森林について、特定広葉樹の育成を行う森林施業を行う。  
③ 上記以外の森林については、振伐以外の方法による複層林施業を行う。  
④ 適切な伐区の形状・配置等により、伐採後の風致の維持等の確保が可能な場合には、長  
伐期施業を行うことができる。なお、皆伐による場合は伐採に伴い発生する裸地の縮小及  
び分散を図る。

なお、長伐期施業を行う場合の森林の伐期割の下限については表Ⅱ-4-1-2のとおりとし、それ  
ぞれの森林の区域については、表Ⅱ-4-1-4により定めるものとする。

## 2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区 域における森林施業の方法

ア 区域の設定  
森林の生育に適した森林、林道等の開設状況や経営管理実施権の設定見込み等から効率的な施  
業が可能な森林、木材生産機能が高い森林で、自然的条件等から一体として森林施業を行うことが適  
当と認められる森林について、木材の生産機能の維持増進を図るために森林施業を推進すべき森林と  
して表Ⅱ-4-1-3により定める。

表Ⅱ-4-1-3 区分別の森林の区域		森林の区域	面積(ha)
区分	分		
水源の涵養の機能の維持増進を図るべき森林	V1付属資料 2 別表 概要図	V1付属資料 2 別表 概要図	35,433.96
土地に関する災害の防 止及び土壤の保全の機 能の維持増進を図るべき森林	—	—	—
快適な環境の形成の機能の維持増進を図るべき森林	VII付属資料 2 別表 概要図	VII付属資料 2 別表 概要図	6,43
保健文化機能の維持増進を図るべき森林	VII付属資料 2 別表 概要図	VII付属資料 2 別表 概要図	215.83
木材の生産機能の維持増進を図るべき森林	VII付属資料 2 別表 概要図	VII付属資料 2 別表 概要図	638.64
合計			36,294.86

表Ⅱ-4-1-4 区分別の施業の方法		森林の区域	面積(ha)
区分	施業の方法		
水源の涵養の機能の維持 増進を図るべき森林(伐期の延長)	VI 付属資料 2 別表 2-1	VI 付属資料 2 別表 2-2	32,468.78
長伐期施業	VI 付属資料 2 別表 2-2	VI 付属資料 2 別表 2-2	2,965.18
土地に関する災害の防 止	—	—	—

及び土壤の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	採伐以外の方法による複層林施業（複層林施業）採伐による複層林施業を推進すべき森林	VI 付属資料 別表2-3	222,26
特定広葉樹の育成を行ふ森林施業を推進すべき森林	—	—	—
合 計	35,656.22		

## 第5 森林配置計画の将来目標区分の設定に関する事項

### 1 基本的な考え方

- 森林配置計画に関する基本的な考え方は、次のとおりとする。
- ① 森林配置計画は、郡上市森林整備計画の対象となる民有林を対象とする。
  - ② 将来目標区分は、原則として林班を単位として設定するものとする。ただし、森林経営計画において、区域計画を推進する区域については、準林班単位として設定することができる。
  - ③ 林班又は準林班（以下、「林班等」という。）ごとの将来目標区分は、長良川地域森林計画に示す基準を参考に、地域の実情を踏まえて設定する。
  - ④ 将來目標区分が定まらない林班等は白地とすることができる。
  - ⑤ 将來目標区分の設定は、平成33年度末までに郡上市内の地域森林計画対象民有林の概ね全域について設定する。

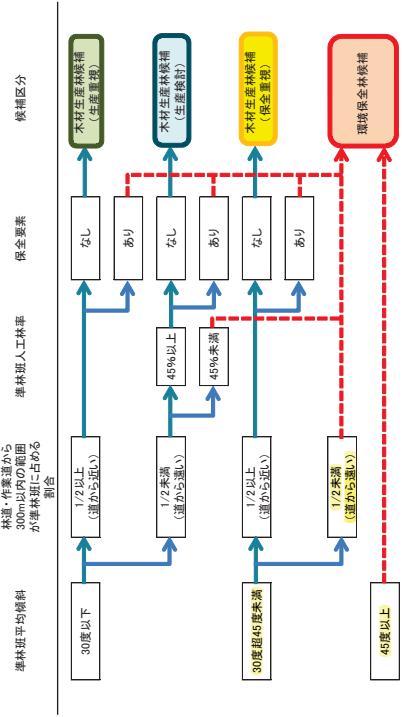
### 2 将来目標区分の設定に関する基準

将来目標区分の設定に関する基準については、以下の基準で定めることとする。

#### (1) 木材生産林及び環境保全林

木材生産林の設定においては、客観的に木材生産に適した森林であることを基本とし、長期的な木材生産に関する計画の有無についても考慮するものとする。また、環境保全林については、木材生産以外とし公益的機能の発揮を重視すべき森林を基本とする。

- ①客観的指標による候補区分の設定  
県が整備する森林整備データ等を用いて、長良川地域森林計画に示す基準を参考に地域の実情を踏まえて図II-5-2-1に示す条件および手順により候補区分を設定する。



なお、上記判定表によらない場合は、判定を精査し郡上市森林づくり推進会議の合意を得たうえで森林配置を決定することができる。

図 II-5-2-1 候補区分（小班）の設定手順

- ※保全要素とする項目は、以下のとおりとし、小班単位で抽出するものとする。
- ・標高 1400m 以上
- ・積雪 2.5m 以上
- ・保安林（なだれ・落石防止・土砂崩壊防備・魚つき）
- ・急傾斜地崩壊危険区域
- ・山地災害危険地区（山腹崩壊）危険度 A
- ・土砂災害特別警戒区域
- ・国立公園・国定公園（特別保護地区・第 1・2 種特別地域）
- ・県立自然公園（第 1・2 種特別地域）
- ・自然環境保全地域（県）
- ・市自然環境保護地区

（以下の保全要素は、平均傾斜が 30 度超の準林班に属する小班に適用する。）

- ・県水原地域保全条例に基づく水原地域指定区域
- ・山地災害危険地区（崩壊土砂流出）危険度 A

②候補区分に基づく木材生産林と環境保全林の判定

①で設定した候補区分によって表 II-5-2-1 のとおり判定する。

表 II-5-2-1 木材生産林と環境保全林の判定表

林班内面積割合が一番多い候補区分 (準林班単位の場合は、当該準林班の候補区分)		将来目標区分	
		木材生産の意思有※ <sup>1</sup>	
木材生産林候補（生産重視）	木材生産林※ <sup>2</sup>	木材生産林	木材生産林
木材生産林候補（生産横付）	環境保全林	木材生産林	木材生産林
木材生産林候補（保全重視）	環境保全林	木材生産林	木材生産林
環境保全林候補	環境保全林	環境保全林※ <sup>3</sup>	環境保全林※ <sup>3</sup>

※<sup>1</sup>木材生産の意思有の場合は、以下の要件を満たす必要がある。

・森林经营計画を作成するなど、具体的な施業を計画していること。

・所有又は施業委託森林が林班等面積の 30%以上を占めること。

・「災害リスク」・「環境への影響」の認識及びそれらに配慮した施業を行うことが可能であること。

※<sup>2</sup>多面的機能の高度な發揮を期待する森林であって、効率的な木材生産が見込めないと判断されることは、環境保全林とすることができる。

※<sup>3</sup>保全要素に影響がなく施業ができる場合や、社会環境の変化などにより、木材生産林としての区分が適当と判断されるときは木材生産林とすることができます。

## （2）観光景観林

- ① 市が観光振興上重要であると認める森林
- ② 県や市町村が愛称を付けた道路であって、沿道に観光スポットなどが断続的にあるなど、「觀光道路」として位置づけられる道路沿いの森林
- ③ 景観的価値が高い森林又はその可能性がある森林
- ④ 景観法に基づく景観計画において、景観重点区域に指定されている区域にある森林
- ⑤ 地域として森林景観を維持する体制が整っている、またはその予定がある森林
- ⑥ 沿道に近接する林縁から尾根までの区域

## （3）生活保全林

- ① 倒木等の危険防止や野生動物の被害の軽減のために整備を必要とする森林など、住民の生活環境保全上重要である森林
- ② 集落（農地等を含む）や生活道路など保全すべき対象に隣接する森林
- ③ 林縁から概ね 30m 以内の森林

## 3 将来目標区分の設定

第 2 項により設定された区域を VI 付属資料 2 別表 5 に示す。

## 第6 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項

### 第7 森林施業の共同化の促進に関する事項

#### 1 森林の経営による森林の經營規模の拡大に関する方針

委託を受けて行う森林の施業又は経営については、森林所有者等への働きかけ、情報の提供など の普及啓発活動、座談会の開催などを通じて、森林の維持運営等を内容とする施業実施協定の締結等により、森林所有者等の共同による施業の確実な実施を促進する。

#### 2 森林の経営による森林の經營規模の拡大を促進するための方針

森林の経営による森林の經營規模の拡大を促進することにより、効率的な施業の実施が可能となる。そのため、市、県、自治区、森林施業プランナー、フォレスター等が連携を図り、地域単位での合意形成の場をつくり、森林施業の共同化、さらには「森林経営計画制度」などを活用して、小規模・零細な森林所有者から意欲のある森林所有者等に森林経営の委託を推進するものとする。また今後、間伐等の適切な整備及び保全を推進するための条件整備として、境界の整備など森林管理の適正化を図るものとする。

#### 3 森林の経営の受委託を実施する上で留意すべき事項

森林施業委託契約書については、「森林の経営の委託」にふさわしいものとなるよう、必要最低限の内容を盛り込んだ内容に見直しを行いう必要がある。  
具体的には、森林経営計画の計画期間内（5ヵ年間）において、受託者が自ら森林の経営を行うことができるよう造林、保育及び伐採に必要な育成権原と、施業の実施に伴い伐採する立木についてのみの処分権原が付与されるようになることから、森林の経営計画が施業を行いう森林のみならず、当面の施業を必要としない森林に対する保護に関する事項も含めた計画になることから、その実施についても委託事項として追加し、新規契約の締結又は変更する必要がある。  
また、森林経営計画の作成・実行に必要な作業路網の設置及び維持管理に必要な権原の付与や委託契約書に準じた契約を新たに締結するか、既存の契約の変更契約を締結する必要がある。

#### 4 森林経営管理制度の活用に関する事項

森林所有者自らが森林の経営管理を実行する事が困難な場合には、森林経営管理制度の活用を図り、森林所有者から経営管理権を取得した上で、林業経営に適した森林については森林所有者自ら、森林組合や事業体等に施業の委託を行うよう促し、また森林経営に適さない災害リスクをはらんだ森林等においては、森林環境譲与税（仮称）を活用しながら、市町村森林経営管理事業を実施する。

#### 5 その他必要な事項

特になし

#### 1 森林施業の共同化の促進に関する方針

森林施業の共同実施、作業路網の維持運営等を内容とする施業実施協定の締結等により、森林所有者等の共同による施業の確実な実施を促進する。

#### 2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策

共同施業を実施するため、市及び森林組合による普及啓発活動を通じて、森林所有者間の施業実施協定の締結の促進を図る。

なお、実施地区内での具体的な施業は、市、森林組合等及び林業普及指導員が中心となり、検討会を開催して間伐や広葉樹の育成に配慮した施業を普及していく。

森林施業の共同化を効果的に促進するため、森林作業道、土場、作業場等の施設の設置及び維持管理の方法、種苗その他の共同購入等、共同して行う施業の実施方法や施業の実行性を担保するため、県関係機関と協議の上、必要に応じて指導を行う。また、間伐、森林作業道の整備、境界の明確化など共同化を重点的に実施すべき森林施業にあっては、森林組合をはじめとする市内林業事業体との連携を緊密に行い、共同施業を実施するため、県林業普及指導員にも協力を要請し、普及啓発活動を通じて森林所有者間の施業実施協定の締結の促進を図る。

また、小規模な森林所有者及び不在村森林所有者が多い地区では、森林組合等との施業の受委託を行う体制づくりを実施する。

#### 3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

森林所有者等が共同で、森林施業を実施する場合には、次の事項を旨として実施すること。

・森林施業を共同で実施する者は（以下「共同施業実施者」という。）全員により各年度の当初等に年次別の詳細な実施計画を作成して代表者等による実施管理を行うこととし、間伐を中心として施業は可能な限り共同で、又は意欲ある林業事業体等への共同委託により実施すること。  
・作業路網その他の施設の維持運営は、共同施業実施者の共同により実施すること。

・共同施業実施者が施業等の共同化につき遵守しないことにより、その者が他の共同施業実施者に不利益を被らせることがないよう、予め個々の共同施業実施者が果たすべき責務等を明らかにすること。

・共同施業実施者の合意の下、施業実施協定の締結に務めること。

#### 4 その他必要な事項

森林施業の共同実施、作業路網の維持運営等を内容とする施業実施協定の締結等により、森林所有者等の共同による施業の確実な実施の促進を図るものとする。  
併せて、今後、間伐等の適切な整備及び保全を推進するための条件整備として、境界の整備など森林管理の適正化を図るものとする。

## 第8 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項

森林整備及び保全の目標の実現を図るため、一般車両の走行を想定する骨格的な「林道」、主として10t積みトラックや森林施業用の車両の走行を想定する「林業専用道」について計画的な整備を促進する。また、森林の利用形態や地形・地質等に応じ林業専用道を導入するなど、丈夫で簡易な規格・構造を柔軟に選択するとともに、森林施業の優先順位に応じた整備を推進する。

### 1 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項

効率的な森林施業を推進するための林地の傾斜区分や搬出方法に応じた路網密度の水準を下表II-7-1-1のとおり定め、林道及び森林作業道を適切に組み合わせて開設する。また、林道と森林作業道からなるる路網と高性能林業機械を組み合わせた低コストで効率的な作業システムに対応したものとする。

表 II-7-1-1 路網密度水準表

区分	作業システム	路網密度		
		基幹路網	細部路網	合計
緩傾斜地 (0°～15°)	車両系作業システム	35m/ha以上	65m/ha以上	100m/ha以上
	車両系作業システム	25m/ha以上	50m/ha以上	75m/ha以上
中傾斜地 (15°～30°)	架線系作業システム	25m/ha以上	必要に応じて 25m/ha以上	75m/ha以上
	車両系作業システム	15m/ha以上	45m/ha以上	60m/ha以上
急傾斜地 (30°～35°)	架線系作業システム	15m/ha以上	必要に応じて 15m/ha以上	30m/ha以上
	架線系作業システム	5m/ha以上	—	5m/ha以上
急峻地 (35°～)	作業ボート	—	—	—

## 2 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項

路網整備水準と作業システムの考え方を踏まえ、路網の整備と森林施業の集約化によりコストの森林施業を推進する区域（路網整備等推進区域）を表II-7-2-1のとおり設定する。

表 II-7-2-1

路網整備等推進区域	面積(ha)	開設予定期限名	開設予定期限(m)	対図番号	備考
白鳥町那留・恩地・野添・六ノ里地内	610.84	那留～六ノ里線	8,220	図VI-6-1-1	

### 3 作業路網の整備に関する事項

#### (1) 基幹路網に関する事項

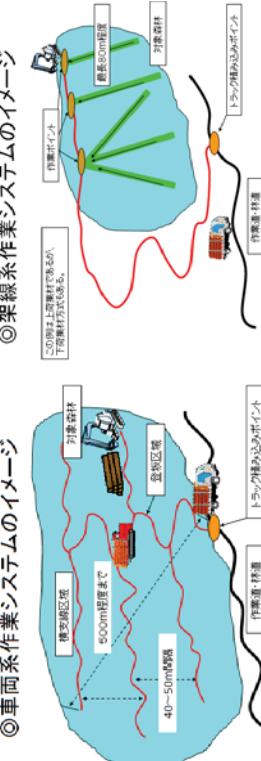
ア 基幹路網の作設に係る留意点  
適切な規格・構造の路網の整備を図る観点から、岐阜県林道設計指針、岐阜県森林業専用道作設指針、岐阜県森林作業道作設指針に則り開設する。

#### イ 基幹路網の整備計画

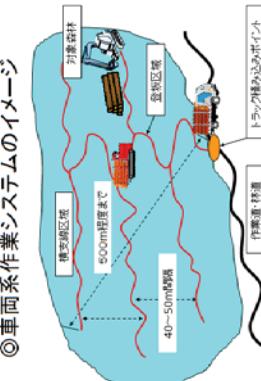
表 II-7-3-1 基幹路網の整備計画

開設/拡張	種類	区分	位置	路線名	開長(m) 及び箇所数	対図番号	備考
開設	自動車道	指定林道	郡上市	相生～落部線	6,000	○	郡上市-1開設
開設	自動車道	指定林道	郡上市	大谷～大竹線	1,200	○	郡上市-4開設
開設	自動車道	指定林道	郡上市	白尾～鷲見線	1,900	○	郡上市-5開設
開設	自動車道	指定林道	郡上市	タテザコ線	500	○	郡上市-6開設
開設	自動車道	指定林道	郡上市	千田野～石徹白線	1,500	○	郡上市-7開設
開設	自動車道	指定林道	郡上市	二間手～水沢上線	1,500	○	郡上市-10開設
開設	自動車道	指定林道	郡上市	鍊辺～明山線	600	○	郡上市-13開設
開設	自動車道	指定林道	郡上市	那留～六ノ里線	2,000	○	郡上市-14開設
開設	自動車道	指定林道	郡上市	大谷～大竹線	1,200	○	郡上市-16開設
開設	自動車道	指定林道	郡上市	千田野～石徹白線	2,000	○	郡上市-21開設
開設	自動車道	指定林道	郡上市	二間手～水沢上線	2,500	○	郡上市-25開設
開設	自動車道	指定林道	郡上市	那留～六ノ里線	1,500	○	郡上市-26開設
初期	—	—	—	—	8	15,200	—
後期	—	—	—	—	4	7,200	—
開設計上	—	—	—	—	12	22,400	—
拡張(改良)	自動車道	指定林道	郡上市	八幡～高山線(八幡)	5	○	郡上市-1改良
拡張(改良)	自動車道	指定林道	郡上市	和良明宝線	3	○	郡上市-2改良
拡張(改良)	自動車道	指定林道	郡上市	西洞線	3	○	郡上市-3改良

#### ◎架線系作業システムのイメージ



#### ◎車両系作業システムのイメージ



(2) 細部路網に関する事項

ア 細部路網の作設に係る留意点

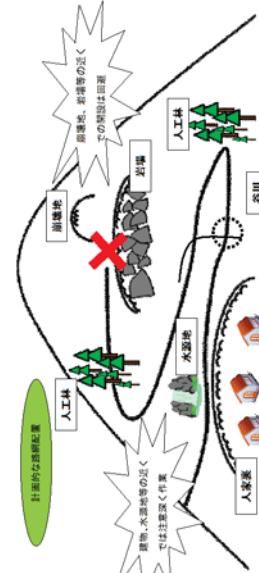
① 計画上の留意事項

森林作業道の開設については、必要最小限度の開設となるように、将来の利用を想定した計画的な路網配置や必要十分な規格となるよう支障のないよう次のとおり配慮し、災害に強く低コストでか土の処理等にあたり林地の保全に支障のないよう次とおり配慮し、災害に強く低コストでかつ安全に走行できる道づくりを進める。

・崩壊地、崖錐地、急傾斜地など地形・地質条件が悪く、崩壊の危険が大きい箇所では、路網や土場の設置を避けた。特に建物や水源地等重要な保全対象が直下にある場所での路網整備や土場の設置にあたっては、特に注意深く開設するともに適正かつ丁寧な維持管理に努める。

・森林作業道の開設にあたっては、間伐をはじめとする森林整備、木材生産のために継続的な使用に耐えられるよう、地形に沿った線形で堅固な土構造を基本とし、作設費用を抑えつつ、丈夫で利用しやすい構造となるよう配慮する。

・森林作業道の配置にあたっては、図面と現地踏査により、伐採現場の地形、地質、地下水の有無等をよく確かめることとする。また、集材方法や使用機械に応じた必要最小限の無理のない配置計画とする。



② 施工上の留意事項

森林作業道の開設は、岐阜県森林作業道作設指針に基づき開設するものとし、その森林作業道が恒久的な使用に供する基幹的な森林作業道となる場合は、総断勾配、曲線半径等が、林道規程に準ずるものになるよう努める。

・施工開始後も土質や水の流れの状態には十分に注意を払い、路網がより良いものとなるよう必要に応じて計画の変更を行うこととする。

・森林作業道開設にあたっては、特に表II-7-3-2の事項に配慮する。

拉張 (改良)	自動車道		郡上市	中美灘線 大杉線	5 ○	郡上市-4-改良	
拉張 (改良)	自動車道		郡上市	八幡~高山線 (明星)	2 ○	郡上市-5-改良	
拉張 (改良)	自動車道		郡上市	八幡~高山線 (明星)	2 ○	郡上市-10-改良	
拉張 (改良)	自動車道		郡上市	大杉線	2 ○	郡上市-14-改良	
拉張 (改良)	自動車道		郡上市	八幡~和良線	3 ○	郡上市-15-改良	
拉張 (改良)	自動車道		郡上市	白尾~鷺見線	2 ○	郡上市-16-改良	
拉張 (改良)	自動車道		郡上市	市島大洞線	1 ○	郡上市-17-改良	
拉張 (改良)	自動車道		郡上市	二声線	1 ○	郡上市-18-改良	
拉張 (改良)	自動車道		郡上市	切立線	1 ○	郡上市-19-改良	
拉張 (改良)	自動車道		郡上市	ヒリクロ線	1 ○	郡上市-20-改良	
拉張 (改良)	自動車道		郡上市	木ノ根坂線	1 ○	郡上市-21-改良	
拉張 (改良)	自動車道		郡上市	日向洞線	1 ○	郡上市-22-改良	
拉張 (改良)	自動車道		郡上市	坂本崎線	1 ○	郡上市-23-改良	
拉張 (改良)	自動車道		郡上市	勝原線	5 ○	郡上市-24-改良	
			前期	16	40		
			後期	2	4		
拉張(改良)計				18	44		
拉張 (舗装)	自動車道		郡上市	雁子線	1,500 ○	郡上市-1-舗装	
拉張 (舗装)	自動車道		郡上市	穴桶線	1,900 ○	郡上市-2-舗装	
拉張 (舗装)	自動車道		郡上市	雁子線	600 ○	郡上市-3-舗装	
拉張 (舗装)	自動車道		郡上市	八幡~高山線 (八幡)	3,200 ○	郡上市-4-舗装	
拉張 (舗装)	自動車道		郡上市	英宮~露洞	2,000 ○	郡上市-5-舗装	
拉張 (舗装)	自動車道		郡上市	白尾~鷺見	4,500 ○	郡上市-6-舗装	
拉張 (舗装)	自動車道		郡上市	白尾~鷺見	4,500 ○	郡上市-7-舗装	
拉張 (舗装)	自動車道		郡上市	二間手~水沢上線	2,000 ○	郡上市-8-舗装	
拉張 (舗装)	自動車道		郡上市	水黒洞線	2,000 ○	郡上市-9-舗装	
拉張 (舗装)	自動車道		郡上市	宮奥~露洞線	1,800 ○	郡上市-10-舗装	
拉張 (舗装)	自動車道		郡上市	大浅柄線	1,300 ○	郡上市-11-舗装	
拉張 (舗装)	自動車道		郡上市	八幡~和良線	1,104 ○	郡上市-12-舗装	
拉張 (舗装)	自動車道		郡上市	赤谷線	1,152 ○	郡上市-13-舗装	
			前期	7	15,504		
			後期	5	10,900		
拉張(舗装)計				12	26,404		

ウ 基幹路網の維持管理に関する事項

「森林環境保全整備事業実施要領」(平成14年3月29日付け13林整第885号林野厅長官通知)、「民有林林道台帳について」(平成8年5月16日8林野基第158号林野厅長官通知)等に基づき、管理者を定め、台帳を作成して適切に管理する。

表 II-7-3-2 森林作業道開設にあたって配慮すべき事項

区分	配慮すべき事項
路 綱	谷川を横断する箇所ができるだけ少なくなるように配慮する。 横断する場合は、谷川の勾配が緩く、両岸にゆとりがある場所を選定。
切土高	できる限り低くするとともに、土質に応じた適正な勾配で切り取る。
盛土高	できる限り低くするとともに、地山に応じて安定した勾配で施工する。
盛土の施工	「段切り」や「締固め」を行う。 急斜面では構造物を設置など安定を図る。 丸太組工（イメージ）
排水施設	管渠は豪雨や維持管理不足等により土石や流水等が詰まりやすく、結果として路体の流出・崩壊や土石流の原因となる事例が多いため、流量の少ない谷では洗越工を基本とする。
路面水の処理	土盛横断排水工を施工するとともに、路面水が集中しないよう分散排水をする。また、排水する箇所は、できるだけ安定した場所（尾根がかった所）を選んで設置する。
残土処理	土砂流出防止の措置をとる等、適正に処理する。また残土場は谷筋ではなく、安定した地山の箇所とする。

(1) 木材の合理的な搬出を行うために必要な施設その他の森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項

木材の合理的な搬出等を行うために必要となる施設については表 II-7-3-1 のとおりとする。

表 II-7-3-1 木材の合理的な搬出を行うために必要な施設その他の森林の整備のために必要な施設

施設の種類	位置	規模	対図番号	備考
郡上森林組合 原木市場・中間土場	美並町白山	土場面積 1.5, 0.0 m <sup>2</sup>	—	
㈱東海木材相互市場 中間土場	美並町上田	土場面積 7, 51.0 m <sup>2</sup>	—	

(2) 水源林における林道整備等の基本的な考え方

森林内の路網は、間伐等の森林整備を推進し、木材を効率的に搬出していくために必要な施設だが、地形や地質などの条件を無視した安易な開設は大雨等による浸食、損壊を引き起こし、森林の荒廃につながる危険性がある。  
そこで、特に水源林の区域内における路網整備にあたっては、次の事項に留意するものとする。

ア 計画上の留意事項

- ・取水施設に近接して開設を行はず、地元と十分調整を図る。
- ・水源林内に路網を整備する場合は、地形、地質等の状況を詳細に調査・把握し、大雨などにより浸食や損壊を引き起こす危険性の高い箇所での開設は避ける。また、希少な野生動植物の生息、生育箇所、文化財、地域の生活環境（取水源の有無など）の保護、保全、維持に配慮し、状況に応じて、開設の中止、線形の変更、必要な対策を講じる。
- ・整備する路網の種類（林道、林業専用道、森林作業道等）、及びそれぞれの規格、配置は、森林整備を進める上で必要十分な規格とし、開設による森林への影響の軽減に努める。

イ 施工上の留意事項

- ・路網の施工中は、梅雨期、台風など、まとまった降雨が予想される時期、また降雨中や降雨直後の施工を避けるなど、土砂の流出や濁水の発生の未然防止、軽減を図る。
- ・路網の線形、構造は、地形に沿った形とすることで地形の変更を極力抑え、残土の発生を抑える。
- ・盛土により整備する箇所については、十分な締め固めを行い、繰り返しの使用に耐える壊れにくい構造とする。
- ・開設により裸地化した箇所（法面）は、浸食、崩壊が発生しないよう種子吹き付け等、法面の保護を実施する。
- ・雨水による路体の浸食を防止するため、小まめな排水に心がけ、排水施設を適切に整備する。

ウ 維持・管理上の留意事項

- ・開設後は、定期的に点検し、浸食、損壊、濁水発生の未然防止に努める。

#### 4 その他必要な事項

##### イ 細部路網の維持管理に関する事項

岐阜県森林作業道作設指針に基づき、森林作業道が継続的に利用できるよう適正に管理するものとする。

- ・降雨時や降雪時には濁水が発生しやすくなるため、出来るだけ車両の通行を避ける。また、既設未舗装路線を通行する際にも濁水が発生しやすくなるため、利用する際は、渋滞の状態を十分に確認し、出来るだけ通行を避けるとともに、通行する際には、渋水防止対策を実施する。
- ・森林作業道は、森林整備のために特定的人が利用する道であり、一般の用に供しない施設であることから、入口部分にはゲートを設けるなどし、事故、不法投棄の防止策を講じる。

## 第9 その他必要な事項

### 1 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項

- (1) **林業事業体の体质強化**  
市においては、今後の森林施業の実施に必要な労働力を確保するため、就労条件の整備、労働安全衛生の確保、生活基盤の整備を図り、森林技術者の新規参入へ又は定着化に努める。  
また、郡上市森林づくり推進会議においては、林業事業体及び木材を利用する事業者間の連携を深め、併せて、地域住民の信頼関係を構築して林業経営意欲を喚起し、地域が一体となつた安定的事業量の確保に向けての課題解決に努める。  
森林組合においては、事業執行体制の強化及び森林組合以外の林業会社・団体等への積極的な外注等により、木材生産体制と経営体制の強化に努める。  
森林組合以外の林業会社・団体等においては、林業事業体間のネットワーク体制の構築及び森林組合との連携体制を構築し、経営体质の強化に努める。

### (2) 森林技術者の育成・確保

- 郡上高等学校森林科学科への技術向上支援に努める。  
新規参入の森林技術者が段階的に知識や技術、技能を習得できるよう努める。  
林業架線技術者養成研修や高性能林業機械オペレーター養成研修等による高度な技術や指導能力を持つ森林技術者の育成に努める。  
森林技術者の雇用の長期化・安定化を図るとともに、就労条件の整備、安全管理体制の強化等による労働安全衛生の確保、社会保障の充実、住宅整備を含めた生活基盤の整備等を図り、森林技術者の新規参入及び定着化に努める。

### (3) 林業後継者等の育成

- 林業グループ員の連携強化、女性リーダーの育成、青少年の林業への就業促進等、林業後継者の育成を図るものとする。

### (4) 異業種からの参入

- 平成24年度に、市内7社の建設業により、「郡上森づくり協同組合」が設立され、森林組合と連携して、森林界明確化事業などの森林整備に取り組んでいる。林業事業体と連携しながら、建設業の分野で培った技術を活かすことで、林業の発展につながることが期待される。このため、建設業と林業事業体の連携体制づくりや、技術の習得や向上のための各種講習・研修の受講について支援する。

## 2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項

- (1) **高性能林業機械の導入促進**  
路網の整備状況に応じた作業システムの普及と、林業機械オペレーターの養成に努めるものとする。  
また、機械の共同利用化等検討による稼働率の向上、機械作業に必要な路網等の施設の整備に努めるものとする。

(2) 機械作業システムの目標  
本市の地形、経営形態等地域の特性に応じた找出作業において指向すべき機械作業システムの一  
般的な目標は、表 II-8-2-1 のとおり。

表 II-8-2-1 指向すべき機械作業システムの目標

作業型	傾斜	集材距離	作業システム
道ばた系	-	0~25m	(伐倒) → (木寄せ) → (造材) → (トラック積載) 【全木集材】全木 チェンソー グラップル プロセッサ グラップル
車両系 200mまでの簡易作業道を開設	35°未満	0~25m	(伐倒) → (木寄せ) → (造材) → (搬出) → (トラック積載) 【短幹集材】全木 チェンソー グラップル プロセッサ フォワーダ グラップル 短幹
架線系	15°以上	25~100m	(伐倒) → (搬出) → (木寄せ) → (造材) → (トラック積載) 【全木集材】全木 チェンソー スライカーダ グラップル プロセッサ グラップル
従来系	-	200(100) ~400m	(伐倒・枝払い) → (搬出) → (玉切り) → (トラック積載) 【全幹集材】全幹 チェンソー 集材機 プロセッサ グラップル 玉切り作業は土場で実施

\*集材とは、伐倒現場からトラック積載出来る場所（土場等）まで、材を集めの作業。集材方法はトラック積載場所での集材した木の状態での区分。

\*木寄せは、プロセッサの造材補助として使用。

### 3 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項

#### (1) 木材流通の合理化

当市の森林資源を背景とした特色あるスギ・ヒノキの主産地を形成するため、複数の木材市場と市内大型製材工場を拠点として素材生産者、流通業者及び民有林・国有林が一体となって、地域材の計画的な素材生産を推進し、需要に即した木材製品を安定的に供給できることとする。

木材製品の加工・流通まで一環した体制整備と合理化を図ることとする。  
森林所有者への理解を深めるため、透明性の高い受託システムを推進し、小面積区分皆伐など多様な森林整備を計画的に推進するものとする。

山土場、ストックヤード等における仕分体制の整備、原木市場の合理化等による流通ロットの拡大、仕分や倉庫機能の役割の強化、良質材は売り及び大型製材工場等への直納、B・C材は工場等への直納する形態の促進などの流通システムの構築及び普及を進めるものとする。

また、小規模な素材生産をとりまとめる需給調整組織から製材工場等への安定的供給体制の整備を促進するものとする。

#### (2) 木材加工の合理化

製材工場への原木直納や、製材業者のネットワーク化等による、木材流通の合理化を進めることによる。

製材工場や合板工場、木質バイオマス発電プラント等への供給による木質資源のカスケード利用を積極的に進めることとする。  
人工乾燥機等の導入促進と品質管理（強度区分、含水率表示、JAS等級区分等）の徹底による高品質材の供給拡大を促進する。

#### (3) 生産・流通・加工を通じた関係者の合意形成

川上から川下まで一体となった合理的な木材の生産・流通システムの確立を図るため、郡上市森林づくり推進会議、地域の林業・木材産業関係者等における協議を通じて、地域材の产地化形成の推進などについて地域の連携・合意形成に努めるものとする。  
大手住宅メーカー、集成材メーカー、市内工務店等とのネットワークづくり、製材業者等のネットワーク化による流通ロットの拡大・安定化を図るものとする。

また、市内の森林資源の有効利用及び自伐林家の育成のため、公共施設や住宅、農業施設などの木質バイオマスエネルギー利用を推進し、安定供給のためのネットワークづくりに努めるものとする。

伐採に当たって森林に関する法律に照らし手続きが適切になされたものであることや、持続可能な森林经营が営まれている森林から生産されたものであることが証明された木材・木材製品の利用の普及について、関係者一体となって推進するよう努めるものとする。

### III 森林の保護に関する事項

#### 第1 鳥獣害の防止に関する事項

##### 1 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法

###### (1) 区域の設定

鳥獣害防止森林区域を別表4に定めるものとし、鳥獣害防止森林区域図をIV付属資料5鳥獣害防止森林区域 図W-5-1-1のとおり示す。

###### (2) 鳥獣害の防止の方法

###### ア 植栽木の保護措置

森林の的確な更新及び造林木の確実な育成を図ることを目的として、地域の実情に応じて、対象鳥獣であるニホンジカによる被害の防止に効果を有すると考えられる方法として、防護柵の設置・維持管理、幼齢木保護器具の設置、剥皮防止帯の設置等を実施する。

###### イ 捕獲

わな捕獲（ドロップネット、くくりわな、罠いわな、箱わな等によるもの））、誘引狙撃等の銃器による捕獲等の鳥獣害防止策を推進する。

###### 2 その他必要な事項

鳥獣害の防止の方法の実施状況については、森林所有者等の報告により確認する。鳥獣害の防止の方法が実施されていない場合は、森林所有者等に助言・指導を通じて鳥獣害の防止を図る。

#### 第2 森林病害虫等の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項

##### 1 森林病害虫等の駆除及び予防の方法

###### (1) 森林病害虫等の駆除及び予防の方針及び方法

###### 森林病害虫による被害の未然防止、早期発見及び早期駆除に努めることとする。

###### ア 松くい虫被害対策

松くい虫被害対策については、被害の先端地域においては、被害の拡大を防止することを目的に伐倒駆除による駆除事業を実施し、その他一般地域においては、被害が蔓延している現状から、保全すべき松林を重点的に、予防及び駆除事業を実施する。

###### イ カシノナガキクイムシ被害対策

カシノナガキクイムシ被害対策については、被害の先端地域や微害な地域においては、駆除事業による被害の拡大防止を推進する。被害が蔓延している地域においては、保全すべき森林の予防事業を重点的に実施する。

###### (2) その他

森林病害虫等による被害の未然防止、早期発見及び薬剤等による早期駆除などに向け、県の関係機関をはじめ、森林組合等事業体、森林所有者等の連携による被害対策や被害監視から防除実行までの地域の体制づくりを行ふ。

#### 2 森林被害対策の方法（第1に掲げる事項を除く）

- 野生鳥獣による森林被害については、その防止に向け、鳥獣保護管理施策や農業被害対策との連携を図り、森林被害のモニタリングや防護柵の設置等広域的な防除活動等を総合的に推進する。  
また、野生鳥獣との共存にも配慮した森林の整備及び保全を図る。  
鳥獣による森林被害の中でも、ニホンジカによる被害が特に大きいため、民間により設置する森林動物共生サポートセンターを中心として、鳥獣被害対策実施隊、林業事業者（森林所有者）及び市が連携し、市全域で実施できるようニホンジカの捕獲体制づくりを順次整備するものとする。

#### 3 林野火災の予防の方法

山火事等の森林被害を未然に防止するため、森林巡視や山火事予防の普及啓発等を実施する。

- 4 森林病害虫の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項  
郡上市入れに関する条例に準拠して行う。届け出は、火入れ予定期間の7日前までに、指定された申請書により必要事項を記載して、市長に提出し、許可を受けなければならない。

IV 森林の保健機能の増進に関する事項  
該当無し

V その他森林の整備のために必要な事項

1 森林経営計画の作成に関する事項

(1) 森林経営計画の記載内容に関する事項

森林経営計画を作成するに当たっては、次に掲げる事項について適切に計画するものとする。  
 ア II の第 2 の 3 の植栽によらなければ適確な更新が困難な森林における主伐後の植樹  
 イ II の第 4 の公益的機能別施業森林の施業方法  
 ウ II の第 5 の 3 の森林の施業又は経営の受託等を実施する上で留意すべき事項及び II  
 の第 6 の 3 の共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項  
 エ III の森林病害虫の駆除又は予防その他森林の保護に関する事項  
 なお、経営管理実施権が設定された森林については、森林經營計画を樹立して適切な施業をすることが望ましいことから、経営管理実施権配分計画が公告された後、林業経営者は、当該森林について森林経営計画の作成に努めるものとする。

(2) 森林法施行規則第 33 条第 1 号口の規定に基づく区域

森林法施行規則第 33 条第 1 号口の規定に基づく区域は、表 V-1-2-1 のおりとする。  
 指定については、路網の整備の状況その他の地域の実情からみて造林、保育、伐採及び木材の搬出を一体として効率的に行うことができると認められるものとして定めるものであることから、大規模な尾根筋や河川等の地形、人工林等の森林資源の状況、公道も含めた路網の整備の状況及び森林の所有・管理形態の状況等を踏まえ、造林、保育、伐採及び木材の搬出を一体として効率的に行うことができるまとまりのある森林の範囲について、隣接する 10～30 個の林班の規模を目安として、地域の実情を総合的に勘案して定めるものとする。

表 V-1-2-1 森林法施行規則第 33 条第 1 号口の規定に基づく区域

区 域 名	林 班	区 域 面 積 (ha)
八幡町相生	旧八幡町 1～19、169～200	2,092
八幡町那比	旧八幡町 20～107	3,939
八幡町龜尾島	旧八幡町 108～168	2,662
八幡町五町	旧八幡町 201～215	713
八幡町初音	旧八幡町 216～231、260～277	1,422
八幡町河鹿	旧八幡町 232～259	1,212
八幡町旭	旧八幡町 278～280、381～400	747
八幡町初納	旧八幡町 281～312	1,013
八幡町有穂	旧八幡町 313～337	971
八幡町市島	旧八幡町 338～380	1,525
八幡町美山	旧八幡町 374～376、422～447	1,398
八幡町入間	旧八幡町 401～421	927
八幡町洲河	旧八幡町 448～460	675

2 森林整備を通じた地域振興に関する事項  
市民及びNPO団体等が行うボランティアによる森林の整備や清掃等の様々な活動及び、自伐林家の育成や活動に対して支援し、地域の活性化を図る。

3 森林の総合利用の推進に関する事項  
森林の総合利用を推進するための施設の整備を推進する。整備状況は表V-3-1-1のとおり。

表V-3-1-1 森林の総合利用を推進するための施設の整備状況

番号	施設の種類	現状（参考）		対図番号
		位 置	規 模	
1	森林公园（城山公園）	八幡町桜町	4.4ha	1
2	森林公园（新宮の森） 生活環境保全林 (白雲山やすらぎの森)	八幡町那比	9ha	2
3	森林公园（高平延年の森） 大和町劍	大和町劍	32ha	3
4	森林公园（二日町延年の森） 白鳥町二日町	白鳥町二日町	15ha	4
5	森林公园（二日町延年の森） 白鳥町石徹白	白鳥町二日町	9ha	5
6	森林公园 (いとしき高原ふるさとの森) 生活環境保全林 (解川の森)	白鳥町石徹白	10ha	6
7	美並町高砂 生活環境保全林 (めいこうう高原音楽の森)	美並町高砂	51ha	7
8	明宝奥住 生活環境保全林 (和良町大月の森)	明宝奥住	20ha	8
9	和良町庵倉	和良町庵倉	64ha	9

#### 4 小規模森林所有者等自伐林家に関する事項

過疎化の進行や長期的に木材価格が下落傾向にあるなどの要因により、地域住民と森林と関わりが希薄化し、森林の手入れが行われなくなつた結果、被害や雪による倒木被害など、生活環境が悪化するところもでてきている。そのような状況の中で、自伐林家における森林整備活動が果たす役割は大きいことから、自伐林家の育成に努め、活動に支援していく。

（参考：VI付属資料 1 参考資料 (11) 小規模森林整備事業）

#### 5 住民参加による森林の整備に関する事項

住民参加による森林の整備を進めるため、次の取組みを進める。

- (1) 地域住民参加による取り組みに関する事項  
小・中学生をはじめとする青少年、また一般住民に対して、森林の重要性を体験する研修会等を開催し、同時に森林・林業体験プログラムを組み込むことで、一般住民の森林づくりへの直接参加を推進する。
- ※森林法施行規則第33条第1号の規定に基づく区城図については、VI付属資料 4 森林法施行規則第33条第1号の規定に基づく区城に示す。

八幡町小那比	旧八幡町 461～514	2,755
大和町内ヶ谷	旧大和町 1～93	4,944
大和町西	旧大和町 94～140	2,638
大和町剣	旧大和町 141～145	297
大和町大間見_小間見	旧大和町 146～179	1,837
大和町牧	旧大和町 180～188、241～243	618
大和町栗巣	旧大和町 189～213	1,332
大和町古道	旧大和町 214～239	1,274
大和町神路	旧大和町 244～260	695
白鳥町白鳥	旧白鳥町 1～12、75～83	1,202
白鳥町北濃	旧白鳥町 13～74	3,559
白鳥町六ノ里	旧白鳥町 84～138	3,465
白鳥町那留_中津屋_恩地	旧白鳥町 139～150	657
白鳥町石徹白	旧白鳥町 151～270	7,336
高鷲町駄立西	旧高鷲村 1～20	763
高鷲町駄立東	旧高鷲村 168、169、177～196	1,079
高鷲町大鷲東	旧高鷲村 102～105、143～146、150～167、170～176	1,240
高鷲町大鷲西_西洞	旧高鷲村 21～68、84、96～101	1,965
高鷲町ひるがの	旧高鷲村 69～85	656
高鷲町鷺見	旧高鷲村 86～95、106～142、147～149、197、198	1,789
美並町西部	旧美並村 1～93	3,860
美並町東北部	旧美並村 94～128	1,564
美並町東南部	旧美並村 129～167	1,564
明宝寒水	旧明宝村 1～39	1,861
明宝氣良	旧明宝村 50～95	2,467
明宝郷佐_二間手_大谷	旧明宝村 40～49、96～130、321、322	1,784
明宝奥住	旧明宝村 131～220、318～320、323	4,051
明宝小川	旧明宝村 221～317	4,261
和良町中央	旧和良村 1～32、56～66	2,228
和良町三庫	旧和良村 33～85	1,312
和良町庵倉	旧和良村 67～108	2,744
和良町土京	旧和良村 109～165	2,858

刈及び間伐などの育林を行い上下流が連携した森林づくりを推進する。

(2) 上下流連携による取組みに関する事項

下流域の岐阜市との間で分造森林「たばさえの森」森林整備協定を締結し、郡上市が造林、下流側の岐阜市が維持管理を行なう。下流が渓谷林へと変化するのを防ぐことを目的とする。

(3) その他 ブラザーエンターテイメントは、この協定による「企業との協働による森林づくり」活動を今後も推進する。

（1）制限林等の施業に関する事項

法令により施業について制限を受けている森林については、当該制限に従って施業を実施する場合においては、当該制限に従って施業を実施する。郡上山地城の森林・林業・木材産業・関係者で組織する郡上森林マネジメント協議会により、郡上山地城の森林データの共同利用及び森林经营計画の作成支援、森林經營管理制度の推進を図る。また、川上～川中～川下の連携強化を推進し、木材需給のマッチングと山元への収益還元を図る。

※川上とは森林整備・木材生産、川中とは流通・製材加工、川下とは最終消費（住宅、紙、エコルギー等）を意味する。

（2）郡上森林マネジメント協議会に関する事項

内閣府による施業について制限があるものについては、当該制限に基づいて、法令に基づいて重複があるものについては、制限の最も強い法令に基づいて重複があるものについては、制限の最も強い法令に基づいて重複があるものとする。

参考資料

### (1) 人口及び就業様

男女計		S55	S60	H2	H7	H12	H17	H22	H27
総数		52,690	52,125	50,986	50,809	49,377	47,495	44,191	42,090
5歳	0~5歳	3,510	3,125	2,855	2,522	2,174	1,898	1,631	1,533
階級別	5~10歳	3,470	3,234	3,024	2,619	2,231	1,955	1,721	1,721
人口：人	10~14歳	3,919	4,052	3,948	3,221	3,016	2,623	2,322	1,904
15~19歳	3,253	2,881	2,948	2,676	2,514	2,232	1,850	1,633	1,633
20~24歳	2,236	2,085	1,701	1,904	1,708	1,430	1,118	1,084	1,084
25~29歳	3,269	2,860	2,604	2,264	2,440	2,079	1,636	1,466	1,466
30~34歳	3,505	3,388	2,969	2,837	2,397	2,538	2,144	1,782	1,782
35~39歳	3,955	3,624	3,464	3,122	2,839	2,947	2,511	2,182	2,182
40~44歳	3,389	3,007	3,633	3,543	3,086	2,856	2,411	2,045	2,045
45~49歳	4,226	3,361	2,972	3,702	3,448	3,040	2,806	2,443	2,443
50~54歳	4,309	4,153	3,282	2,936	3,619	3,410	2,997	2,780	2,780
55~59歳	5,558	4,218	4,055	3,273	2,922	3,590	3,378	3,000	3,000
60~64歳	3,847	3,441	4,071	3,997	3,181	3,905	3,536	3,347	3,347
65~69歳	2,483	2,667	3,284	3,932	3,784	3,072	2,777	3,425	3,425
70~74歳	2,076	2,223	2,451	3,073	3,698	3,579	2,912	2,615	2,615
75~79歳	1,635	1,713	1,859	2,174	2,815	3,356	3,244	2,678	2,678
80~84歳	902	1,131	1,220	1,462	1,757	2,345	2,781	2,749	2,749
85~89歳	347	502	605	765	931	1,226	1,713	1,910	1,910
90歳以上	112	124	195	284	430	658	888	1,167	1,167
年齢不詳				1				4	46
年齢別	0~14歳	21.7	20.6	19	17.3	15.8	14.2	13.1	12.4
割合：	15~54歳	63.8	63.3	62.2	59.7	57	55.8	54.7	52.9
(3区)	65歳以上	14.4	16	17.6	9.2	12	16	30	34.7
参考	75歳以上	5.8	6.7	6.9	5.3	27.2	30	29.3	29.3

卷之三

四

	総数	森林總數	農地經營耕地面積※			樹園地	その他
			合計	田	畠		
郡上市	103,079	92,472	1,738	1,154	550	34	8,889
岐阜県総数	1,062,117	863,334	40,356	31,374	6,722	2,260	158,427

3) 森林転用面積

## ①森林から森以外への異動状況(転出)

תְּהִלָּה וְעַמְּדָה

②森林以外から森林への異動状況(転入)														
単位(面積: ha)														
総数	農用地					ゴルフ・スキーフィールド				その他の 林道				
	田	畠	人工草地	樹園地	ゴルフ場	スキー場	住宅敷地	工場等	建物					
430.01	4.19	46.72	10.36		1.06	48.01	16.18	3.2	27.04	15.33	21.133	1.45	0.9	44.52
第13次長良川地域森林計画調査資料編(県林政課調査課)～(H23～H27異動分)										その他 林道 <th data-kind="ghost"></th> <th data-kind="ghost"></th>				
総数	農用地					ゴルフ・スキーフィールド				その他の 林道				
	田	畠	人工草地	樹園地	ゴルフ場	スキー場	住宅敷地	工場等	建物					
381.95	35.44	58.36			10.6		0.71	0.13	1.97	0.00	2.133	0.72	2.67	22.69

4) 森林資源の現況等

◎ 旧约圣经与古代民族

校有林は、市町村有林に含める。

### ③民有林の階級別面積

卷之三

森林が、外へ移動する（転出）

第13次長良川地域森林計画書資料編(県林政課調べ(H23~H27実動分))

③ 李林以外から李林への異動状況(年)

○森林以外から森林への運動状況(転入)

第13次長良川地域森林林木画書資料編((県林政課調べ)(H23~H27実動分))

4) 種々の現況

### ①保有者形態別森林面積

( 5 ) 計画期間において間伐を実施する必要があると認められる森林の所在  
都上郷



(11) 小規模森林整備事業補助金交付要綱

郡上市小規模森林整備事業補助金交付要綱

平成21年10月1日告示第160号

(趣旨)

第1条 この告示は、里山及び森林の保全、整備並びに活用の促進を図るため、森林所有者、林業事業体、森林組合等が行う小規模森林整備事業に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて、郡上市補助金等交付規則（平成16年郡上市規則第39号。以下「規則」という。）に定めるもののはか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象)

第2条 補助の対象は、次の各号のいずれにも該当するもので、市長が適当と認めるものとする。

(1) 次条に規定する事業を行う市内在住の森林所有者、市内に事業所を置く林業事業体及び森林組合

(2) 施行地当たりの面積が、0.05ヘクタール以上3ヘクタール未満であるものの

(3) 国又は県の造林補助事業の対象とならないもの

(事業区分)

第3条 補助の対象となる事業は、次のとおりとする。

(1) 植栽事業 高木性の樹木の植栽に係る地ごしらえ及び植付け。ただし、1ヘクタール当たり1,000本以上を植栽するもの

(2) 下刈り事業 林齢1～10年生までの人工林における雑草木の除去（全刈）

(3) 雪起こし事業 林齢1～10年生までの人工林の植栽木の30パーセント以上が倒伏した区城における雪起こし

(4) 除伐事業 人工林における不用木の伐採

(5) 枝打ち事業 林齢11～35年生までの人工林における打上高2メートル以上4メートル未満の枝打ち。ただし、成立本数の75パーセント以上を行うもの

(6) 間伐事業 林齢11～60年生までの人工林における不良木の伐採並びに集落及び農地の環境改善のための不良木の伐採

(7) 天然林改良事業 天然林における不用木及び不良木の伐採

(8) 荒廃竹林整備事業 竹林の皆伐を行いう施業

(9) 皆伐事業 集落及び農地の環境改善のための立木の皆伐

(10) 森林・山村多面的機能発揮効果事業要領（平成25年5月16日付け25林整森第74号林野庁長官通知）の事業内容と一体となって実施する本条第1号から第9号まで及び第11号の事業（以下「森林・山村多面的機能発揮効果事業」という。）

(11) その他里山整備のために市長が必要と認めたもの

(補助率)

第4条 補助金の額は、市長が別に定める事業単価に面積を乗じて得られた補助対象経費の100分の60以内（1,000円未満切捨て）とする。

(事前確認)

第5条 補助金を受けようとする者（以下「事業者」という。）は、交付申請前に市職員の立会いの下に現地確認を受けなければならない。

(補助金の交付申請)

第6条 事業者は、前条の規定に基づき事前確認を受けた場合には、規則第4条の規定に基づく補助金交付申請書に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 事業計画書（様式第1号）

(2) 収支予算書（様式第2号）

(3) 事業地明細書（様式第3号）

(4) 測量図又はそれに準ずる地図

(5) 委任状の写し（森林所有者等から補助金の交付申請手続等について委任を受けた場合に限る。）

(6) 委託契約書の写し（受託により実施した場合に限る。）

(7) その他の市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の交付申請を受けたときは、書類審査を行うとともに、必要に応じて現地確認を実施するものとする。

3 事業者は、補助金の交付申請、請求及び受領を森林組合等に委任することができる。

(補助金交付決定時の条件)

第7条 市長は、補助金の交付を決定する場合において、事業者に対して次に掲げる条件を付するものとする。

(1) 事業の完了年度の翌年度から起算して5年以内に当該補助事業の施行地の森林以外の用途へ転用（補助事業施行地の売渡し、譲渡又は賃借権、地上権等の設定の後、当該施行地が森林以外の用途へ転用される場合を含む。）又は補助事業施行地上の立木の全面伐採除去を行う行為をしようとする場合は、あらかじめ市長にその旨を届け出るとともに、当該転用等に係る補助金相当額を返還すること。ただし、当該転用等が、公用、公共、天災地変その他やむを得ない事情による場合は、補助金相当額の返還の要否について市長と協議するものとする。

(2) 植樹、保育等成林に必要な保育管理その他市長が必要と認める事項を遵守すること。

(実績報告)

第8条 事業者は、事業完了後、規則第14条の規定に基づく実績報告書に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 事業実績書（様式第1号）

(2) 収支決算書（様式第2号）

(3) 事業地明細書（様式第3号）

(4) 測量図又はそれに準ずる図面

(5) 完成写真

(6) その他の市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の実績報告を受けたときは、書類審査、現地調査等を行い、事業区分ごとに次の項目を確認する。

(1) 植栽事業 實施区域及び100平方メートルの標準地における植栽本数

(2) 下刈り事業 實施状況及び実施区域

(3) 雪起こし事業 實施区域及び100平方メートルの標準地における実施本数等

(4) 除伐事業 實施区域及び100平方メートルの標準地における実施本数等

(5) 間伐事業 實施区域及び100平方メートルの標準地における間伐率

- (6) 枝打ち事業 実施区域及び打上高  
(7) 天然林改良事業 実施区域及び100メートルの標準地における伐採率  
(8) 荒廃竹林整備事業 実施状況及び実施区域  
(9) 皆伐事業 実施状況及び実施区域  
(10) 森林・山村多面的機能発揮対策事業 実施状況及び実施区域  
(11) その他里山整備のために市長が必要と認めたもの 実施状況及び実施区域  
3 前項の規定を除く書類審査、現地確認の内容及び方法については、岐阜県造林補助事業審査要領（平成13年4月2日付け森第1号農山村整備局長通知）の例による。  
(その他の)

## 2 別表

- 【別表1】植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在  
(卷末に添付)  
【別表2-1】伐期の延長を推進すべき森林（水源涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林）  
(卷末に添付)  
【別表2-2】長伐期施業（水源涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林）  
(卷末に添付)  
【別表2-3】採伐以外の方法による複層林施業（土地に關する災害の防止及び土壤の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林）  
(卷末に添付)

## 第9条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

### 附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成21年10月1日から施行し、平成21年度分の予算に係る補助金から適用する。  
(事業の見直し)  
2 この告示の施行後3年以内に、この告示の施行状況について検討を加え、その結果により必要な措置を講ずるものとする。  
附 則（平成24年3月30日告示第84号）  
この告示は、平成24年4月1日から施行する。  
附 則（平成25年3月29日告示第57号）  
この告示は、平成25年4月1日から施行する。  
附 則（平成26年3月31日告示第41号）  
この告示は、平成26年4月1日から施行する。  
附 則（平成27年3月30日告示第57号）  
この告示は、平成27年4月1日から施行する。

※本要綱は、平成28年3月末現在

【別表3】天然更新における主な更新樹種（主な分布域：長良川森林計画区）

針玄 針葉樹	樹種名等分類名	樹種名	ぼう芽 更新可	備考	エドヒガン	
					ウダイカシノバ ミズメ	
ヒノキ類	スギ				シテ類	
	ヒノキ				クマシダ	
	ヒノキ				アカシデ	
	サワラ			◎	イスシデ	
マツ類					ハンノキ類	
	ヒメコマツ				ヤマハシノキ	
	アカマツ				ハンノキ	
	クロマツ				クルミ類	
モミ類					オニグレミ	
	モミ				サワグレミ	
ツガ類					カエデ類	
	ツガ				オオモミジ (ヒロハモミジ、ホロナ イカエデ、エゾオモミジ)	
広葉樹	シイ類				ハウチワカエデ (メイゲツカエデ、 アカバナハウチワカエデ、ネハリハ ウチワカエデ、オオメイゲツ、シナ ノハウチワカエデ、ケハウチワカエ デ)	
	ツブライシ (コジイ)		◎		メグスリノキ	
	スダシイ (イタシイ、ナガシイ)		◎		イロハモミジ	
カシ類					ヤマモミジ	
	イチイガシ				イタヤカエデ	
	ツクバネガシ				ヴリベダカエデ	
	アカガシ		◎		オオイタヤメイゲツ	
	シラカシ		◎		コハウチワカエデ (イタヤメイゲツ)	
	ウラジロガシ		◎		ケヤキ	
	アラカシ		◎		トチノキ	
ブナ類					カツラ	
	ブナ				ホオノキ	
	イヌブナ		◎		ミズキ	
ナラ類					ハリギリ	
	クヌギ		◎		アカメガシワ	
	ミズナラ		◎		カラスザンショウ	
	コナラ (ホウソ)		◎		「ぼう芽更新可」欄に◎のある樹種であっても、更新が完了していない若齢な広葉樹林や大経化した広葉樹林や更新樹種として取り扱い、更新樹種には含めない。	
クリ	アベマキ (コルククスギ)		◎			
サクラ類			◎			
	ヤマザクラ					
	カスミザクラ		◎			

※「ぼう芽更新可」欄に◎のある樹種であっても、更新が完了していない若齢な広葉樹林や大経化した広葉樹林や更新樹種として取り扱い、更新樹種には含めない。  
(根本直径 40cm 以上、おおむね 80 年生以上) は、ぼう芽による更新が困難な樹種として取り扱い、更新樹種には含めない。

【別表4】鳥獣害防止森林区域（合計面積：56,111.89ha）

地域		鳥獣害防止森林区域（林班）															
		白鳥	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
八幡	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15		
	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	31	32		
	34	44	45	46	47	48	59	60	61	62	64	65	66	67	68		
	69	70	71	72	73	74	75	76	77	78	79	80	81	82	83		
	84	85	86	87	88	89	90	91	92	93	94	95	96	97	98		
	99	100	101	102	103	104	105	106	107	108	109	110	111	112	113		
	114	115	116	117	118	119	120	121	122	123	124	125	126	127	128		
	129	130	131	132	133	134	135	136	137	138	139	140	141	142	143		
	144	145	146	147	148	149	150	151	152	153	154	155	156	157	158		
	159	162	163	167	168	169	170	171	173	174	175	176	177	190	191		
	192	193	194	195	196	197	198	199	200	204	205	206	207	210	211		
	212	213	214	217	218	219	220	221	222	223	224	225	226	227	228		
	229	230	231	232	244	245	253	254	255	256	257	258	259	260	261		
	262	263	264	265	266	267	268	269	270	271	272	275	276	280	282		
	283	284	285	286	287	288	289	290	291	292	293	294	295	296	297		
	298	299	300	301	302	303	304	305	306	307	308	309	310	311	312		
	313	314	315	316	317	318	319	320	323	324	325	326	327	328	329		
	330	331	332	333	334	335	336	337	338	339	340	341	342	343	344		
	350	356	357	363	364	379	380	381	382	417	418	419	420	421	422		
	426	427	428	444	445	446	447	448	449	450	451	452	453	454	455		
	456	457	458	459	460	461	462	463	464	465	466	468	469	470	471		
	472	473	476	477	478	479	480	481	482	483	484	485	486	487	488		
	489	490	491	492	493	494	495	496	497	498	499	500	501	502	503		
	504	505	506	507	508	509	510	511	512								
	57	58	59	60	61	62	63	64	65	66	67	68	69	70	71		
	74	91	92	93	94	95	96	97	98	99	100	101	102	103	104		
	105	106	107	108	109	110	111	112	113	114	116	117	118	125	126		
	127	128	129	130	131	132	133	134	135	136	137	138	139	140	141		
	142	143	144	145	146	147	148	149	150	151	152	153	154	155	156		
	157	158	159	160	161	162	164	165	166	167	168	169	170	171	172		
	176	177	178	179	180	181	182	184	187	188	198	199	200	201	240		
	241	242	243	244	245	246	247	248	250	251	252	253	254	255	256		
	257	258	259	260													
大和	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	18	20	25			
	26	27	28	29	30	31	32	34	35	36	37	38	39	40	41		
	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56		
	57	58	59	60	61	62	63	64	65	66	67	68	69	70	71		
	74	91	92	93	94	95	96	97	98	99	100	101	102	103	104		
	105	106	107	108	109	110	111	112	113	114	116	117	118	125	126		
	127	128	129	130	131	132	133	134	135	136	137	138	139	140	141		
	142	143	144	145	146	147	148	149	150	151	152	153	154	155	156		
	157	158	159	160	161	162	164	165	166	167	168	169	170	171	172		
	176	177	178	179	180	181	182	184	187	188	198	199	200	201	240		
	241	242	243	244	245	246	247	248	250	251	252	253	254	255	256		
	257	258	259	260													
	297	298	299	300	301	302	303	304	305	306	307	308	309	310	311	312	

鳥獣害防止森林区域（林班）

地域	鳥獣害防止森林区域（林班）															
	和	良	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14
16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30		
31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	42	43	44	45	46		
47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	64	65		
66	77	80	81	82	83	84	85	86	87	88	89	90	91	92		
96	97	98	99	100	101	102	103	104	109	110	111	113	114	127		
128	132	133	134	135	136	137	138	139	140	159	160	161	162	163		
164	165															

【別表5】森林配置計画における将来目標区分の区域

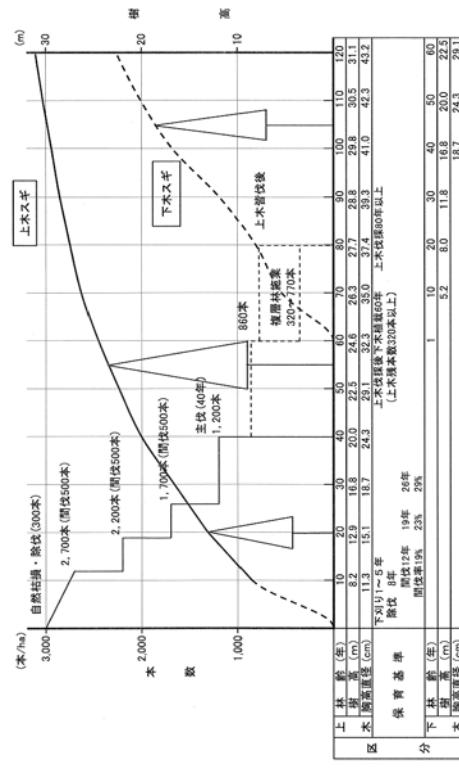
(卷末に添付)

## 【概要図】

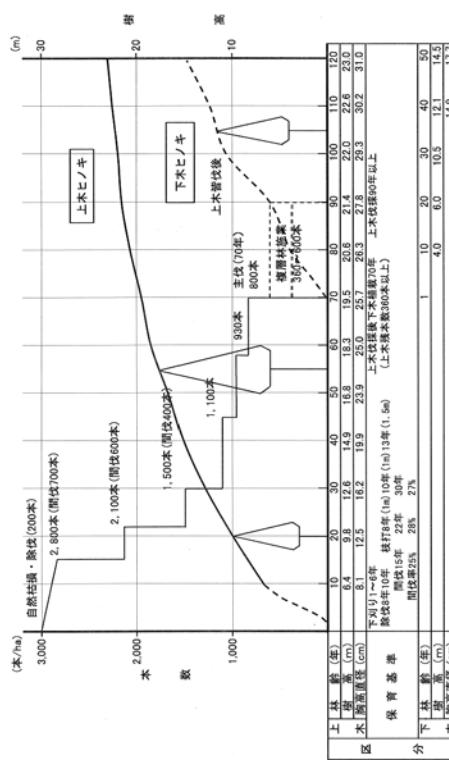
(卷末に添付)

## (1) 育成複層林の施業例

育成複層林(人工林型)の平均的な地位における施業体系について、図VI-3-1-1にスギー・スギ型複層林(新植3,000本/ha、60年生時に下層木植栽、80年生時に上木伐採)の例を、図VI-3-1-2にヒノキ型複層林(新植3,000本/ha、70年生時に下層木植栽、90年生以上で上木伐採)の例を、それぞれ示す。



図VI-3-1-1 スギ人工林(スギー・スギ型複層林)の施業例



図VI-3-1-2 ヒノキ人工林(ヒノキ型複層林)の施業例

## 3 施業方法別の施業体系図等の具体的な例示

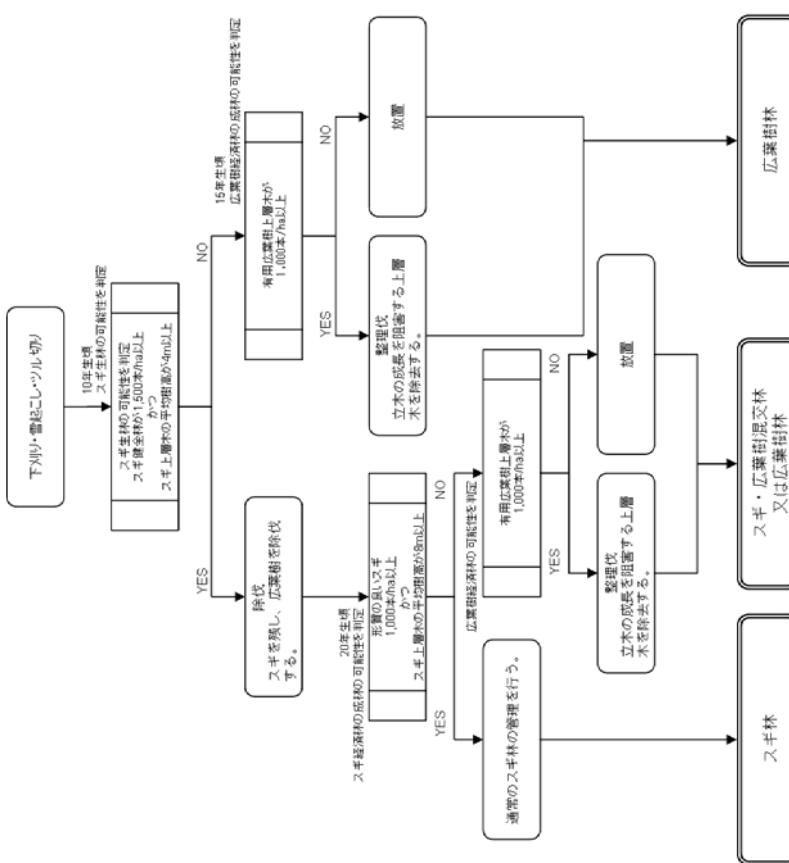
(2) 育成林(天然林型)の施業例  
樹種による林型区分別の施業方法を、表VI-3-2-1のとおり例示する。

表VI-3-2-1 育成林(天然林型)の施業方法

林型の判定基準			施業方法等
林型名 (適用樹種)	施業方法 (生産目標)		
ブナ・ミズナラ (ブナ、ミズナラ、ケヤキ)	長伐期施業 (大径材生産)	伐期(80年生以上)において、ブナ・ミズナラ等の材種が70%を超える林分。 伐期以前では、30年生未満で、ブナ・ミズナラ等を400本/ha以上含む林分。 80年生未満で、ブナ・ミズナラ等を250本/ha以上含む林分。	・更新は、母樹(胸高直径40~50cm)以上を20~40本/haを残し、刈払いを行う。 また、稚樹の刈出しを行う。 ・樹高2~4m程度のとき、目的外樹種の除伐を行う。 ・その後の除・間伐の目安として、目的外樹種の枝下高を5~6mとするような保育を行ふ。 ・上層木密度は、胸高直径10~15cmのとき700~800本/ha、胸高直径20~30cmのとき、400本/ha程度を目安とする。 ・間伐では、上層木の伐倒を基本とし中下層は作業に支障のない限り保残する。
コナラ他 (コナラ、クリ、サクラ類、ホオノキ、カエデ類、ミズキ)	中伐期施業 (中径材生産)	50年生未満では、優占する樹種を800本/ha以上含む林分。 50年生以上では、優占する樹種を500本/ha以上含む林分。	・母樹の保残や稚樹の刈出し、目的外樹種の除間伐の実施については、ブナ・ミズナラ林型と同様の施業を行う。 ・樹高20~30年の二次林においては枝下高5mに達した上層木を残し、間伐を実施する。 ・特にクリが立木の過半数を占める場合は、枝下高6~8mの上層木を保残し、間伐を実施する。
コナラ (コナラ)	短伐期施業 (しいたけ原木生産)	コナラを1,500本/ha以上含む森林	・更新は萌芽更新により行い、萌芽が多い場合には、7~8年目に健全な萌芽枝を一株当たり2~3本を残し他の除去する。 ・萌芽枝整理後の成立本数は、1,500~2,500本/haとする。
アカマツ	中伐期施業	アカマツ等の材種割合が	・更新は母樹(樹高15~20m)を20~40本/haを残し、刈払いを行う。 ・稚樹の刈出しを行う。 ・林齢8~10年のとき不用木と不良木を伐採する。 ・標準仕立本数は、胸高直径5cm前後のとき1,500~2,000本/haとする。 特に定めがない。

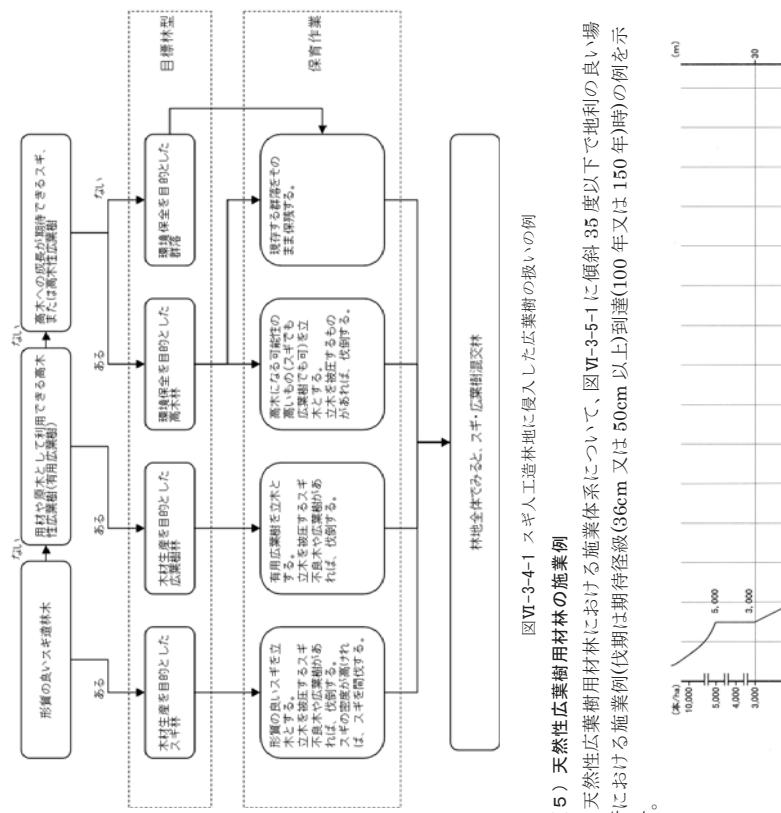
(アカマツ、クリ、コナラ、ヒメコマツ)	(構造用材等)	50%を超える森林	本/haを残し、刈払いを行う。 ・稚樹疏伐が多い所では疏伐層のかき起しが行う。また、稚樹の刈出しを行う。
その他 (カンバ類、ハンノキ類、その他)		上記以外の林分	・林齢8~10年のとき不用木と不良木を伐採する。 ・標準仕立本数は、胸高直径5cm前後のとき1,500~2,000本/haとする。 特に定めがない。

(3) 豪雪地帯、多雪地帯における施業例  
豪雪地帯、多雪地帯におけるスギ造林地の施業例を図VI-3-3-1のとおり示す。



図VI-3-3-1 豊雪地帯におけるスギ造林地の施業例

(4) 造林地に侵入した広葉樹の施業例  
造林地に広葉樹が侵入した場合における取り扱いの例を図Ⅶ-3-4-1に示す。



図VI-3-4-1 スギ人工造林地に侵入した広葉樹の扱いの例

、天然性広葉樹用材林における施業体系について、図W-3-5-1に傾斜 35 度以下で地利の良い場所における施業例(伐期は期待登級(36cm 又は 50cm 以上)到達(100 年又は 150 年)時の)例を示す。

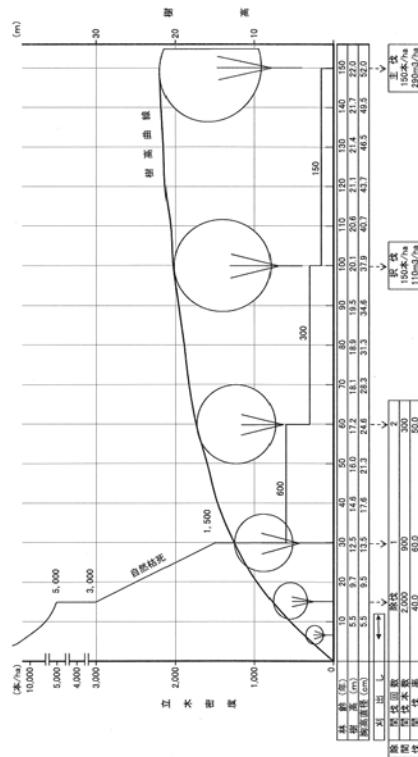
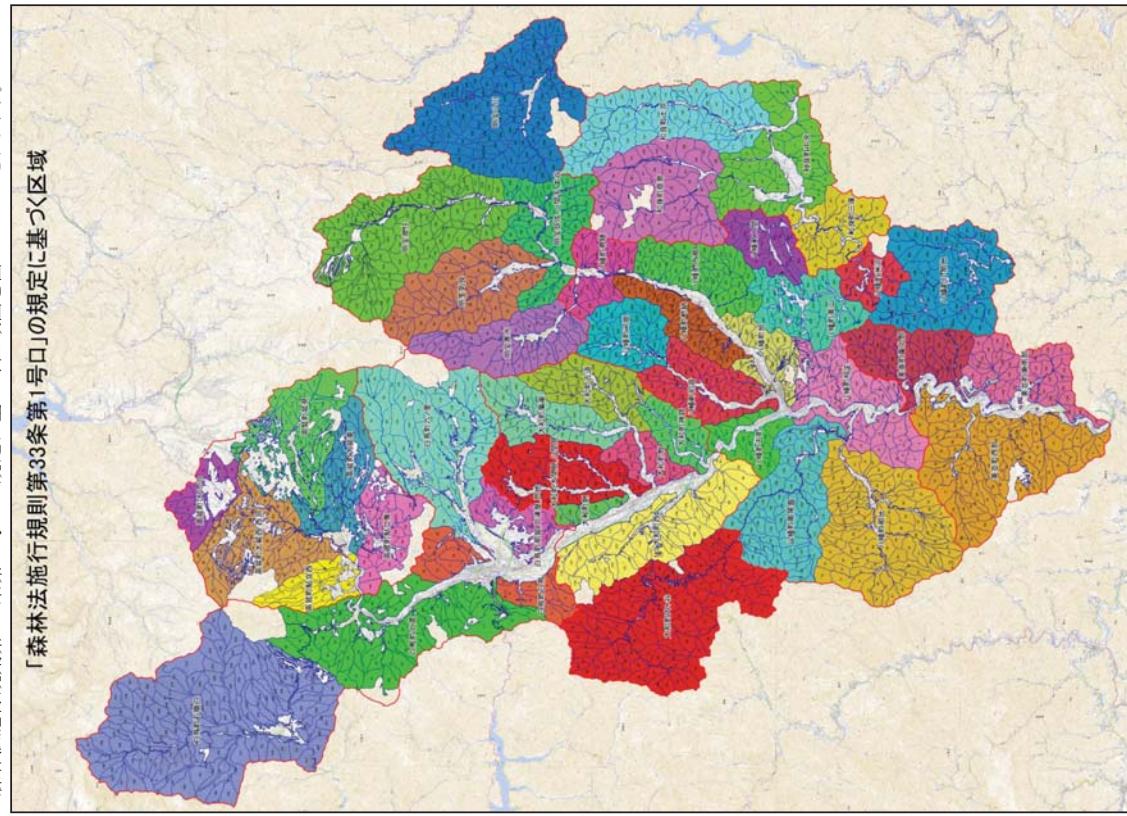


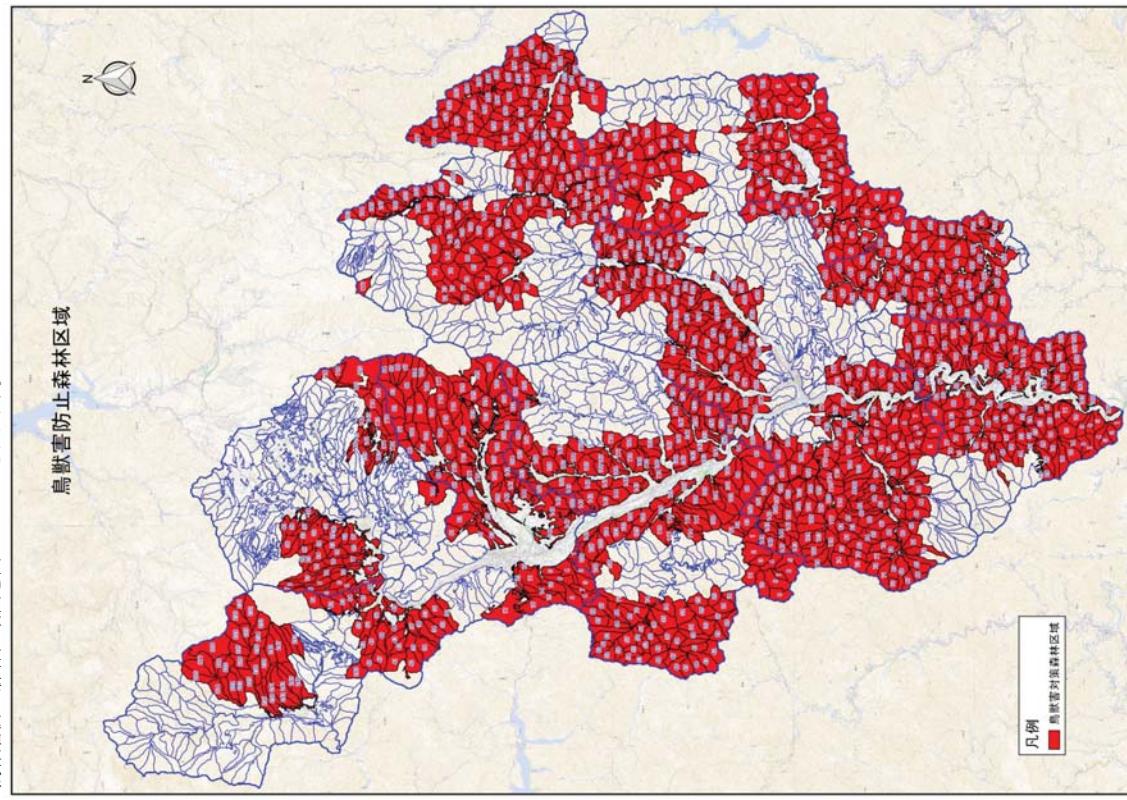
図 VI-3-5-1 天然性広葉樹用材林の施業例

4 森林法施行規則第33条第1号口の規定に基づく区域図  
森林法施行規則第33条第1号口の規定に基づく区域図を図VI-4-1-1のとおり示す。



図VI-4-1-1 森林法施行規則第33条第1号口の規定に基づく区域図

5 鳥獣害防止森林区域図  
鳥獣害防止森林区域図を図VI-5-1-1のとおり示す。



図VI-5-1-1 鳥獣害防止森林区域図

6 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域  
路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域を図VI-6-1-1のとおり示す。

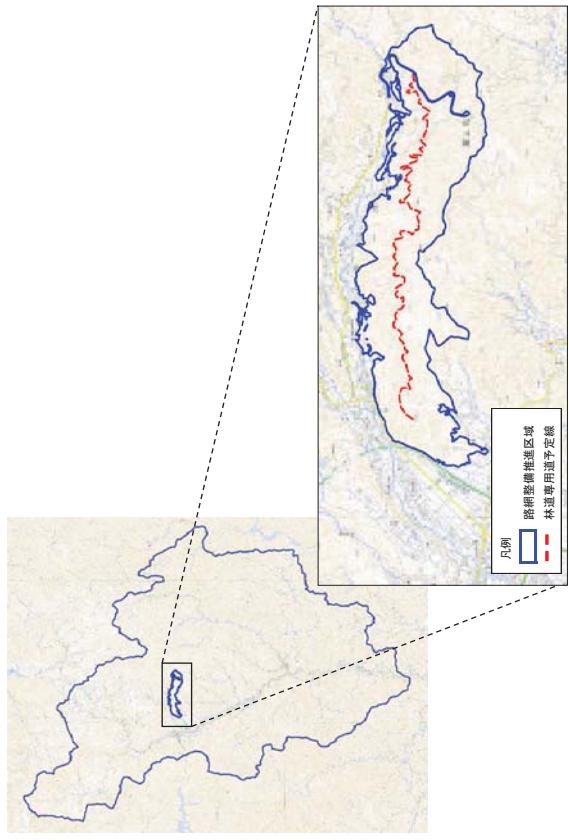


図 VI-6-1-1 路網整備推進区域における開設予定路線